

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>■第一章 流域治水の概念と基本方針の位置づけ</p> <p>1. 流域治水の概念</p> <p>近年、全国的に水害が頻発しています。気候変動等による外力の増大（降雨特性の変化）やライフスタイルの変化なども要因となり、被害構造も変化してきています。</p> <p>一方、河川や洪水調整池など治水施設の整備は、投資余力の減少などによりその進捗が鈍化する傾向にあります。また、一定規模での施設整備が完成した場合にも、その整備水準を超える洪水が発生することは否定できません。むしろ、気候変動の影響により外力は増大し、現在の治水安全度が著しく低下する可能性も指摘されています（水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について、社会資本整備審議会答申、2008）。</p> <p>このような状況をふまえ、滋賀県では、「どのような洪水にあっても、人命を守り、壊滅的な被害を防ぐためには、どのように対応すべきか」という視点から治水政策を再検証することとしました。数年間に及ぶ調査検討の結果、これからの治水政策では、「川の中の対策」だけでは抑えきれない洪水があることをこれまで以上に意識したうえで、「川の中の対策」だけではなく「川の外の対策」をも並行し、自助・共助・公助が一体となってハード・ソフトのあらゆる手段を総合的に講じることが重要であると強く認識するに至りました。</p> <p>これらの認識を踏まえ、ここに滋賀県は、県内で推進する流域治水を次のように定義します。</p> <div data-bbox="73 1268 757 1425" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>どのような洪水にあっても、①人命が失われることを避け（最優先）、②生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、自助・共助・公助が一体となって、川の中の対策に加えて川の外の対策を、総合的に進めていく治水</p> </div>		<p>■第一章 流域治水の概念と基本方針の位置づけ</p> <p>1. 流域治水の概念</p> <p>近年、全国的に水害が頻発しています。<u>この 10 年間でも滋賀県の周辺では深刻な被害が発生しています。</u>気候変動等による外力の増大（降雨特性の変化）やライフスタイルの変化なども要因となり、被害構造も変化してきています。</p> <p>一方、河川や洪水調整池など治水施設の整備は、投資余力の減少などによりその進捗が鈍化する傾向にあります。また、一定規模での施設整備が完成した場合にも、その整備水準を超える洪水が発生することは否定できません。むしろ、気候変動の影響により外力は増大し、現在の治水安全度が著しく低下する可能性も指摘されています（水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について、社会資本整備審議会答申、2008）。</p> <p>このような状況をふまえ、滋賀県では、「どのような洪水にあっても、人命を守り、壊滅的な被害を防ぐためには、どのように対応すべきか」という視点から治水政策を再検証することとしました。数年間に及ぶ調査検討の結果、これからの治水政策では、「川の中の対策」だけでは抑えきれない洪水があることをこれまで以上に意識したうえで、「川の中の対策」だけではなく「川の外の対策」をも並行し、自助・共助・公助が一体となってハード・ソフトのあらゆる手段を総合的に講じることが重要であると強く認識するに至りました。</p> <p>これらの認識を踏まえ、ここに滋賀県は、県内で推進する流域治水を次のように定義します。</p> <div data-bbox="1496 1268 2179 1425" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>どのような洪水にあっても、①人命が失われることを避け（最優先）、②生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、自助・共助・公助が一体となって、川の中の対策に加えて川の外の対策を、総合的に進めていく治水</p> </div>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
----------------	---------------	------------

また、本基本方針では、「川の外の対策」を図-1のように、「ためる（流域貯留対策）」・「とどめる（氾濫原減災対策）」・「そなえる（地域防災力向上対策）」に分類して、その考え方や方向性を示すこととします。

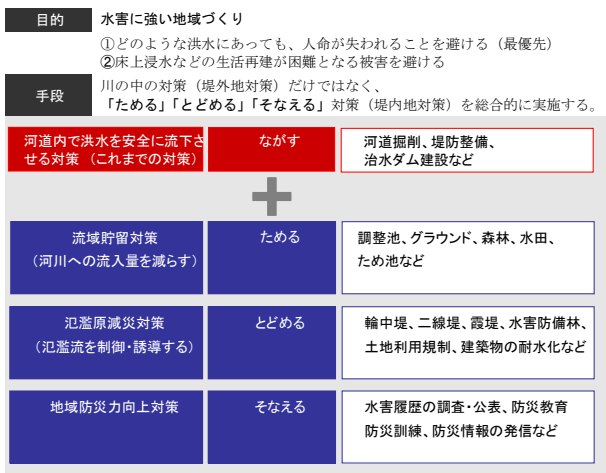


図-1 滋賀県における流域治水の目的と対策の分類

ながす 洪水をできるだけ川の外へ溢れさせないよう河川や水路等を整備する対策を言います。河道内に整備される洪水調節施設（ダムなど）も含まれます。

ためる（流域貯留対策） ため池、調整池、グラウンドでの雨水貯留など、河川や水路等への流入量をへらす対策を言います。

とどめる（氾濫原減災対策） 輪中堤、二線堤、霞堤、水害防備林、土地利用規制、耐水化建築など、河川や水路等の整

図-1 に示すように、本基本方針では、「川の中の対策」を「ながす（河道内で安全に洪水を流下させる対策）」とし、「川の外の対策」を「ためる（流域貯留対策）」・「とどめる（氾濫原減災対策）」・「そなえる（地域防災力向上対策）」に分類します。

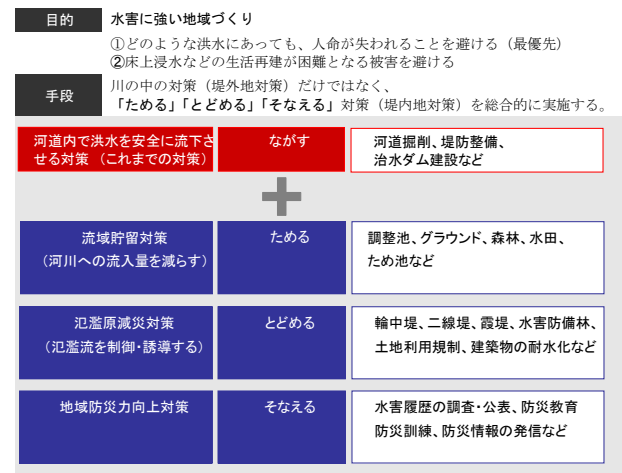


図-1 滋賀県における流域治水の目的と対策の分類

ながす 洪水をできるだけ川の外へ溢れさせないよう河川や水路等を整備する対策を言います。河道内に整備される洪水調節施設（ダムなど）も含まれます。

ためる（流域貯留対策） 調整池、グラウンド、森林土壌、水田、ため池での雨水貯留など、河川や水路等への流入量をへらす対策を言います。

とどめる（氾濫原減災対策） 輪中堤、二線堤、霞堤、水害防備林、土地利用規制、耐水化建築など、河川や水路等の整

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>備水準を超える洪水により氾濫が生じた場合にも、まちづくりの中で被害を最小限に抑える対策を言います。</p> <p>そなえる(地域防災力向上対策) 防災訓練や防災情報の発信など、避難行動や水防活動など即時的判断を伴う災害対応をより強化する対策を言います。</p> <p>2. 滋賀県流域治水基本方針の位置づけ 「川の中の対策」について、滋賀県は、各河川の均衡ある治水安全度の向上を図るべく、平成 20、21 年の 2 年間をかけて、「滋賀県の河川整備方針」を定め基本(長期)計画を示すとともに、現在の投資余力を踏まえ、中長期整備実施河川(河川整備に優先的に取り組む河川・区間、A～Dランク)の検討を行いました。これらの諸計画により、滋賀県が管理する各河川については、治水安全度を向上させる具体的な道筋が示されています。国においても、平成 19 年に淀川水系河川整備基本方針が、次いで平成 21 年には淀川水系河川整備計画が策定され、県内の国直轄河川に関する「川の中の対策」について具体的な整備内容が示されています。</p> <p>そのため、本基本方針では、「川の中の対策」に関する諸計画(河川管理者がその責任範囲で定める河川整備に関する計画)を所与の条件としつつ、流域治水の立場から、「川の中の対策」で付加的に実施すべき事項、および「川の外の対策」として実施すべき事項について、その概要と基本的方向を示すこととします。</p> <p>■第二章 治水上の課題</p> <p>1. 滋賀県の河川特性 滋賀県の周囲には県境をなす山地が続いているため、降った雨はほとんどが琵琶湖に注ぎ、瀬田川、淀川を通じて大阪</p>	<p>・「付加的に実施する事項」が何を意味しているのか不明確であるため、明確にしてはどうでしょうか。 (琵琶湖河川事務所)</p> <p>: ご指摘に基づき、修正します。</p>	<p>備水準を超える洪水により氾濫が生じた場合にも、まちづくりの中で被害を最小限に抑える対策を言います。</p> <p>そなえる(地域防災力向上対策) 防災訓練や防災情報の発信など、避難行動や水防活動など即時的判断を伴う災害対応をより強化する対策を言います。</p> <p>2. 滋賀県流域治水基本方針の位置づけ 「川の中の対策」について、滋賀県は、各河川の均衡ある治水安全度の向上を図るべく、平成 21 年度までに、「滋賀県の河川整備方針」を定め基本(長期)計画を示すとともに、現在の投資余力を踏まえ、中長期整備実施河川(河川整備に優先的に取り組む河川・区間、A～Dランク)の検討を行いました。これらの諸計画により、滋賀県が管理する各河川については、治水安全度を向上させる具体的な道筋が示されています。国においても、淀川水系河川整備基本方針及び淀川水系河川整備計画が平成 21 年度までに策定され、県内の国直轄河川に関する「川の中の対策」について具体的な整備内容が示されています。</p> <p>そのため、本基本方針では、「川の中の対策」に関する諸計画(河川管理者が定める河川整備に関する計画)を所与の条件としつつ、流域治水の立場から、「川の中の対策」で整備水準を超える洪水対策として実施すべき事項、および「川の外の対策」として実施すべき事項について、基本的方向を示すこととします。</p> <p>■第二章 治水上の課題</p> <p>1. 滋賀県の河川特性 滋賀県の周囲には県境をなす山地が続いているため、降った雨はほとんどが琵琶湖に注ぎ、瀬田川、淀川を通じて大阪</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>湾に流出しています。岐阜県境に木曾川水系、福井県境に北川水系の河川がありますが、いずれも一級水系であることから、滋賀県には二級河川はありません。</p> <p>淀川水系は、三重・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良の2府4県にまたがり、その流域面積は8,240km²(幹川流路延長は75.1km)ですが、このうち、琵琶湖流域は3,848km²であり、淀川全体の46.7%を占めています。県の面積に占める琵琶湖の流域面積は、95.8%です。瀬田川への流入河川を含めた、県の面積に占める淀川の流域は、98%を占めます。</p> <p>滋賀県の一級河川は509本(直轄13河川含む)あり、岐阜県境の木曾川水系藤子川1河川、福井県境の北川水系北川(天増川)、寒風川、椋川3河川の合計4河川を除くと、全て淀川水系となっています。一級河川のうち、直轄管理区間は13河川67.5km、指定区間は504河川(内4河川は湖沼)2,254.3kmあります。琵琶湖に直接流入する一級河川は118本(南湖32本、北湖86本)、また、瀬田川に直接流入する河川は12河川(洗堰上流6本、洗堰下流6本)あります。</p> <p>琵琶湖を中心にして平地が広がり、その外側を分水嶺が取り囲む同心円状の構造をしている地勢から、指定区間延長は野洲川、安曇川の2河川を除くと全てが50km未満と短く急峻であり、洪水が起こりやすく渇水被害に見舞われやすいといった特徴があります。</p> <p>また、これらの地形特性と水源山地の地質条件が相まって、土砂流出が起こりやすく、天井川が多く形成されています。代表的なものに草津川、家棟川、姉川、高時川、百瀬川などがあり、これらの河川の下を国道や河川が隧道、カルバートにより横断しています。</p> <p>地域的に見ると、湖南・湖東地域では野洲川、日野川、愛知川等の大河川が東西方向に幹川を延ばし、湖北地域では姉川、高時川、余呉川等の大河川が南北方向に幹川を延ばしています。湖西地域の代表的な河川としては安曇川があり、多くは比良山地から流路の短い小河川が東西方向に分布してい</p>	<p>・文章表現の改善または数字の精査が必要。(環境政策課) :ご指摘に基づき、確認し、修正しました。</p>	<p>湾に流出しています。岐阜県境に木曾川水系、福井県境に北川水系の河川がありますが、いずれも一級水系であることから、滋賀県には二級河川はありません。</p> <p>淀川水系は、三重・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良の2府4県にまたがり、その流域面積は8,240km²(幹川流路延長は75.1km)ですが、このうち、琵琶湖流域は3,848km²であり、淀川全体の46.7%を占めています。県の面積に占める琵琶湖の流域面積は、94.3%です。瀬田川への流入河川を含めた、県の面積に占める淀川の流域は、98%を占めます。</p> <p>滋賀県の一級河川は509本(直轄13河川含む)あり、岐阜県境の木曾川水系藤子川1河川、福井県境の北川水系北川(天増川)、寒風川、椋川3河川の合計4河川を除くと、全て淀川水系となっています。一級河川のうち、直轄管理区間は13河川67.5km、指定区間は504河川(内4河川は湖沼)2,254.3kmあります。琵琶湖に直接流入する一級河川は118本(南湖32本、北湖86本)、また、瀬田川に直接流入する河川は12河川(洗堰上流6本、洗堰下流6本)あります。</p> <p>琵琶湖を中心にして平地が広がり、その外側を分水嶺が取り囲む同心円状の構造をしている地勢から、指定区間延長は野洲川、安曇川の2河川を除くと全てが50km未満と短く急峻であり、洪水が起こりやすく渇水被害に見舞われやすいといった特徴があります。</p> <p>また、これらの地形特性と水源山地の地質条件が相まって、土砂流出が起こりやすく、天井川が多く形成されています。代表的なものに草津川、家棟川、姉川、高時川、百瀬川などがあり、これらの河川の下を国道や河川が隧道、カルバートにより横断しています。</p> <p>地域的に見ると、湖南・湖東地域では野洲川、日野川、愛知川等の大河川が東西方向に幹川を延ばし、湖北地域では姉川、高時川、余呉川等の大河川が南北方向に幹川を延ばしています。湖西地域の代表的な河川としては安曇川があり、多くは比良山地から流路の短い小河川が東西方向に分布してい</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>ます。</p> <p>琵琶湖に流入する一級河川 118 河川の内、指定区間延長が 10.0km 以下および流域面積 20km²以下の小規模な河川が、全体の 80%を占めています。また、流域の平均幅が 1.5km 以下、流域の形状係数が 0.4 以下の河川が全体の約半数を占め、細長い流域形状を持った河川が多いことも特徴の一つです(図表追加)。一方、県の土地利用・交通網の特徴として、琵琶湖線、湖西線、北陸本線の鉄道網や国道等幹線道路が、琵琶湖から概ね 5km 以内に位置することから、これらを中心に町が発展しており、小規模な河川は琵琶湖周辺の市街化区域等の重要な地域の排水を担っています。</p> <p>2. 気候変動による外力の増大</p> <p>近年、局地的な集中豪雨が頻発し、その影響を受けやすい流域面積が比較的小さい中小河川における洪水や土砂災害が多く発生しています。</p> <p>国が予測した気候変動による 100 年後の降水量の変化は、現在のおおむね 1.1 倍から 1.3 倍、最大で 1.5 倍程度を見込むことが妥当とされており、将来の降水量の増加により現在の治水安全度は著しく低下し、浸水やはん濫の危険性が増大することが予想されています。(「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について」, 社会資本整備審議会答申, 2008)</p> <p>たとえ治水施設が完成しても整備水準を超える洪水が発生する確率が増大しており、既存施設や計画されている治水施設のみで将来にわたって安全を守り続けることは極めて困難な状況になっています。(図表追加)</p> <p>3. 行政対応の現状と問題点</p> <p>(1) 河川行政等(河川整備)の現状と問題点(ながす・ためる)</p>	<p>: 専門的表記を取り止めます。</p> <p>: 分かりやすく、修正します。</p> <p>: 参考資料で引用を明記します。</p> <p>・「整備水準を超える洪水」について、貴県の回答では、整備水準が各整備段階での施設能力を指すということであるが、一般的な使い方として適当かご教示願いたい。P5は、「たとえ治水施設が完成しても」との文言を受けているため、整備水準が整備計画上の目標値、計画値を超える洪水のことを表していると考えられ、一方で、そうした文言無しに「整備水準を超える洪水」と使っている場合は、例えば、1/10 確率の整備計画値に対し、1/5 まで対応できる施設能力になっている場合に 1/5 を超える洪水のことを</p>	<p>ます。</p> <p>琵琶湖に流入する一級河川 118 河川の内、指定区間延長が 10.0km 以下および流域面積 20km²以下の小規模な河川が、全体の 80%を占めています。一方、県の土地利用・交通網の特徴として、琵琶湖線、湖西線、北陸本線の鉄道網や国道等幹線道路が、琵琶湖から概ね 5km 以内に位置することから、これらを中心に町が発展しており、小規模な河川は琵琶湖周辺の市街化区域等の重要な地域の排水を担っています。</p> <p>2. 気候変動による外力の増大</p> <p>近年、局地的な集中豪雨が頻発しています。流域面積が比較的小さい中小河川では、その影響を受けやすく、水害や土砂災害が多く発生しています。</p> <p>国が予測した気候変動による 100 年後の降水量の変化は、現在のおおむね 1.1 倍から 1.3 倍、最大で 1.5 倍程度を見込むことが妥当とされており、将来の降水量の増加により現在の治水安全度は著しく低下し、浸水やはん濫の危険性が増大することが予想されています。</p> <p>計画的に治水施設の整備は進められますが、今後、これらの施設能力を超える洪水が増えると予想されていることから、治水施設のみで流域の安全を維持することは困難な状況にあると言えます。</p> <p>3. 行政対応の現状と問題点</p> <p>(1) 河川行政等(河川整備)の現状と問題点(ながす・ためる)</p> <p>(ながす: 「川の中の対策」>河川・水路の整備)</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>滋賀県が管理する河川では、少なくとも 10 年確率降雨 (50mm/hr 相当) により想定される洪水を河道内で安全に流下させることを当面の目標として整備を進めています。10 年確率降雨に対する河川の整備率は、ようやく半分以上を超えた程度 (55.5% : H21 年度末) で、県管理の全ての河川で同様の安全性を確保するためには、平成 21 年度の予算規模で今後 100 年程度の期間を必要とすることが分かっています。(図表追加)</p> <p>市町が管理する河川や水路 (準用河川・下水道 (雨水)・普通河川等) についても 5 年～10 年確率降雨に対する整備が進められていますが、これらの県および市町による河川や水路の整備は、財政制約等からその進捗は鈍化してきています。</p> <p>ほ場整備については、整備を必要とする農地の 8 割を超える範囲が整備済みとなっており、ほ場の整備と一体的に 10 年確率洪水に対応した農業用排水路の整備も進められています。ただし、農業用排水路については、ほ場内の洪水 (10 年確率) を一定時間内に排水する整備となっているため、計画の対象となる洪水では一時的に湛水することになります。</p> <p>このように、河川や水路等の整備目標やその進捗には限界がありますが、そのことが社会的に十分認識されているとは言えない状況にあります。</p> <p>琵琶湖も含め、滋賀県の河川は、淀川水系の上流部に位置することから、一部の河川については、下流域の治水施設の整備状況に配慮しながら整備を行うことが必要であります。</p> <p>また、唯一、琵琶湖から流れ出る瀬田川についても国が管理する洗堰の施設運用に関し、同様の制約があるだけでなく、<u>洪水流入量に比べ瀬田川の流出能力がはるかに小さいため琵琶湖水位の上昇に伴う洪水が発生するおそれがあります。</u></p> <p>滋賀県は、管理する一級河川 (総延長約 2,200 km) において、河道内の樹木の繁茂や土砂堆積による河積の阻害などに</p>	<p>指していると考えられる。どちらも施設能力を超える洪水であるが、整備水準という 2 つの概念が共存するように考えられる。 (大津市)</p> <p>: ご指摘のとおり、整備水準は、各整備段階での施設能力を示していますので「たとえ治水施設が完成しても」を受けた場合は整備目標を超える超過洪水であり、単に「整備水準を超える洪水」の場合は例示していただいているとおり現有施設能力を超える洪水ということです。ここでは、誤解をまねかないように、「施設能力」を用いることとします。</p> <p>・より、分かりやすくするため、修正してはいかがでしょうか。 (琵琶湖河川事務所)</p> <p>: ご指摘に基づき修正します。</p>	<p>滋賀県が管理する河川では、少なくとも 10 年確率降雨 (時間雨量 50mm 相当) で想定される洪水を河道内で安全に流下させることを当面の目標として整備を進めています。10 年確率降雨に対する河川の整備率は、ようやく半分以上を超えた程度 (55.5% : H21 年度末) です。県管理の全河川で同程度の安全性を確保するためには、平成 21 年度の予算規模(約 40 億円/年)で今後 100 年程度の期間を必要とすることが分かっています。</p> <p>市町が管理する河川・水路 (準用河川・下水道 (雨水)・普通河川等) についても 5 年～10 年確率降雨に対する整備が進められていますが、これらの県および市町による河川や水路の整備は、財政制約等からその進捗は鈍化してきています。</p> <p>農業用排水路は、ほ場の整備と一体的に 10 年確率洪水に対応した整備が進められています。ほ場整備については、整備を必要とする農地の 8 割を超える範囲が整備済みとなっており、ただし、農業用排水路については、ほ場内の洪水 (10 年確率) を一定時間内に排水する整備となっているため、計画の対象となる洪水では一時的に湛水することになります。</p> <p>このように、河川や水路等の整備目標やその進捗には限界がありますが、そのことが社会的に十分認識されているとは言えない状況にあります。</p> <p>一般に河川は、リスクバランスを考慮しながら、下流域の治水施設の整備状況に応じて整備が進められます。また、唯一、<u>琵琶湖から流れ出る瀬田川についても国が管理する瀬田川洗堰の施設運用に関し、同様の制約があります。特に、降雨時に琵琶湖に流入する量に比べ瀬田川の流出能力がはるかに小さいため、一度琵琶湖水位が上昇すると、琵琶湖水位を低下させるためには数日から数週間におよぶ恐れがあります。</u></p> <p>(ながす: 「川の中の対策」 > 河川・水路の維持管理)</p> <p>滋賀県は、管理する一級河川 (総延長約 2,200 km) において、河道内の樹木の繁茂や土砂堆積による河積の阻害などに</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>逐次対応する責務がありますが、近年は、慢性的に投資余力が減少する中で、限られた予算と人員体制で対応しなければならない状況になっています。また、このことは市町が管理する河川や水路についても同じように言えます。</p> <p>築堤河川の堤防が決壊した場合には、はん濫流の大きなエネルギーや、はん濫による急激な水位上昇により、家屋が破壊されるなどの壊滅的な被害が予想されます。このため、多くの天井川を有する滋賀県にとって、堤防の決壊をできる限り回避させることは差し迫った課題となっています。</p> <p>時代の経過とともに国民ニーズや産業構造が変化し、木材等林産物の国内生産が減少した結果、<u>多くの人工林が適切に管理されずに放置され荒廃するようになり</u>ました。また、農業従事者の高齢化等による労働力不足や鳥獣被害による生産性の低下などの理由により、中山間地域を中心に農地の耕作放棄が増加しています。これらのような状況の変化から、水源かん養や貯留機能が損なわれつつあります。河川計画はこれらの貯留機能を前提としています。森林や水田の貯留機能の低下は、気候変動とともに、大洪水の頻発化を招く一因となります。</p> <p>既存のグラウンド・駐車場や水田等に新たな貯留機能を付加した場合の貯留効果について、安曇川・大戸川流域等で試算したところ、100年確率の洪水に対しては、これらの貯留効果はダムの調節効果の数%程度であることが確認されました。グラウンド・駐車場や水田等での貯留は、中小洪水に対する効果は認められる場合があるものの、河川計画の対象となるような大洪水に対する効果は限定的であることが分かっています。</p> <p>滋賀県や市町は、開発に伴い洪水調整池の設置を事業者に指導しています。しかしながら、一部の調整池（大津市等は施設を帰属させ管理している）を除くと、多くの調整池は私有財産であることなどから、治水計画上、その効果が見込ま</p>		<p>逐次対応する責務がありますが、近年は、慢性的に投資余力が減少する中で、限られた予算と人員体制で対応しなければならない状況になっています。また、このことは市町が管理する河川や水路についても同じように言えます。</p> <p>築堤河川の堤防が決壊した場合には、はん濫流の大きなエネルギーや、はん濫による急激な水位上昇により、家屋が破壊されるなどの壊滅的な被害が予想されます。このため、多くの天井川を有する滋賀県にとって、堤防の決壊をできる限り回避させることは差し迫った課題となっています。</p> <p><u>(ためる：「川の外の対策」>流域貯留対策)</u></p> <p>時代の経過とともに国民ニーズや産業構造が変化し、木材等林産物の国内生産が減少した結果、<u>多くの人工林で管理が行き届かず荒廃するようになり</u>ました。また、農業従事者の高齢化等による労働力不足や鳥獣被害により生産性が低下し、中山間地域を中心に農地の耕作放棄が増加しています。このような状況の変化から、森林や水田の貯留機能が損なわれつつあります。治水施設は、これらの貯留機能を前提としています。そのため森林や水田の貯留機能が低下することは、水害の頻発化を招く一因となります。</p> <p>既存のグラウンド・駐車場や水田等に新たな貯留機能を付加した場合の貯留効果について、安曇川・大戸川流域等で試算したところ、100年確率の洪水に対しては、これらの貯留効果はダムの調節効果の数%程度であることが確認されました。グラウンド・駐車場や水田等での貯留は、中小洪水に対する効果は認められる場合があるものの、河川計画の対象となるような大洪水に対する効果は限定的であることが分かっています。</p> <p>また、滋賀県や市町は、開発に伴い洪水調整池の設置を事業者に指導しています。しかし、一部の調整池（大津市等は施設を帰属させ管理している）を除くと、多くの調整池は私有財産であることなどから、治水計画上、その効果が見込ま</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>れていません。また、継続的な機能確保についても制度上十分に担保されていない状況にあります。</p> <p>資料1 これまでの河川政策について</p> <p>(1) 明治29年(1896年)河川法制定(近代河川制度の誕生)以降</p> <p>1) 明治18年の淀川洪水や明治29年の琵琶湖大洪水などに対する淀川上下流の治水対策として、国は河川法の制定とともに淀川改良計画を策定</p> <p>国により、瀬田川の浚渫工事が実施されるとともに、琵琶湖水位の管理と下流淀川洪水時の洪水調節を目的とする南郷洗堰が設置され、昭和36年に現在の瀬田川洗堰を整備</p> <p>2) 昭和20年代から30年代には大きな水害が県内各地で発生。昭和28年の台風13号では、県内のほとんどの川の堤防が決壊。被災した河川では河川管理者により災害箇所への復旧とともに、河道を拡幅する河川改修を実施</p> <p>(2) 昭和39年(1964年)河川法改正(治水と利水の体系的な制度整備)以降</p> <p>1) 琵琶湖総合開発事業(昭和47年度～平成8年度)により、国、水資源開発公団および県は、琵琶湖洪水対策として湖岸堤や内水排除施設(排水ポンプ)の整備や、ダム、河川改修による河川整備を推進。並行して水道や工業用水道、かんがい施設の整備も推進</p> <p>2) 平成4年に国は関係機関との調整のもと、瀬田川洗堰の操作規則を策定</p> <p>洪水期には琵琶湖の水位をあらかじめ基準水位-0.2m(BSL-0.2m)または基準水位-0.3m(BSL-0.3m)に下げしておくことにより、琵琶湖の周辺の浸水被害を減少させるとともに、下流が洪水で危険な時の放流制限や全閉操作を明記</p> <p>(3) 平成9年(1997年)河川法改正(治水・利水・環</p>		<p>れていません。また、継続的な機能確保についても制度上十分に担保されていない状況にあります。</p> <p>資料1 これまでの河川政策について</p> <p>(1) 明治29年(1896年)河川法制定(近代河川制度の誕生)以降</p> <p>1) 明治18年の淀川洪水や明治29年の琵琶湖大洪水などに対する淀川上下流の治水対策として、国は河川法の制定とともに淀川改良計画を策定</p> <p>国により、瀬田川の浚渫工事が実施されるとともに、琵琶湖水位の管理と下流淀川洪水時の洪水調節を目的とする南郷洗堰が設置され、昭和36年に現在の瀬田川洗堰を整備</p> <p>2) 昭和20年代から30年代には大きな水害が県内各地で発生。昭和28年の台風13号では、県内のほとんどの川の堤防が決壊。被災した河川では河川管理者により災害箇所への復旧とともに、河道を拡幅する河川改修を実施</p> <p>(2) 昭和39年(1964年)河川法改正(治水と利水の体系的な制度整備)以降</p> <p>1) 琵琶湖総合開発事業(昭和47年度～平成8年度)により、国、水資源開発公団および県は、琵琶湖洪水対策として湖岸堤や内水排除施設(排水ポンプ)の整備や、ダム、河川改修による河川整備を推進。並行して水道や工業用水道、かんがい施設の整備も推進</p> <p>2) 平成4年に国は関係機関との調整のもと、瀬田川洗堰の操作規則を策定</p> <p>洪水期には琵琶湖の水位をあらかじめ基準水位-0.2m(BSL-0.2m)または基準水位-0.3m(BSL-0.3m)に下げしておくことにより、琵琶湖の周辺の浸水被害を減少させるとともに、下流が洪水で危険な時の放流制限や全閉操作を明記</p> <p>(3) 平成9年(1997年)河川法改正(治水・利水・環</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>境の総合的な制度整備) 以降</p> <p>1) 国は河川法の目的に、これまでの治水・利水に加えて「河川環境の整備と保全」が追加されるとともに、河川整備計画制度を導入</p> <p>2) 滋賀県は、住民の意見を聴く「川づくり会議」や、有識者等から意見を聴く「淡海の川づくり検討委員会」を設置し、県内の河川整備計画を策定</p> <p>3) 国および県は、河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、併せて美しい自然景観を保全あるいは創出するため、「多自然型川づくり」を推進</p> <p>4) 国は、琵琶湖周辺で産卵・生育する魚類を保護するための環境に配慮した瀬田川洗堰試行操作を実施</p> <p>(4) 近年の状況</p> <p>1) 平成 16 年は台風が多数上陸 前線による新潟・福島豪雨災害、福井豪雨災害、台風 23 号による京都府由良川水害など、治水施設の計画規模を超えた洪水による水害や土砂災害が頻発</p> <p>2) この一連の災害では、高齢者や障害者など災害時要援護者の被災が相次ぎ、地域防災力の低下といった課題が顕在化</p> <p>3) このような課題に対応するため、平成 17 年に水防法が改正され、浸水想定区域の指定対象を主要な中小河川に拡大するとともに、洪水ハザードマップ等による周知措置の徹底や、中小河川における洪水情報の充実等を実施 滋賀県は、日野川や野洲川などの 7 河川を洪水予報河川に、愛知川、安曇川などの 6 河川を水位周知河川にそれぞれ指定し、洪水情報の発信や浸水想定区域の指定・公表を進め、市町は、当該河川の洪水ハザードマップを順次作成・配布し、円滑な避難対策の推進に尽力</p> <p>4) 平成 19 年 5 月に公表された気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第 4 次評価報告書では、地球温暖化な</p>		<p>境の総合的な制度整備) 以降</p> <p>1) 国は河川法の目的に、これまでの治水・利水に加えて「河川環境の整備と保全」が追加されるとともに、河川整備計画制度を導入</p> <p>2) 滋賀県は、住民の意見を聴く「川づくり会議」や、有識者等から意見を聴く「淡海の川づくり検討委員会」を設置し、県内の河川整備計画を策定</p> <p>3) 国および県は、河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、併せて美しい自然景観を保全あるいは創出するため、「多自然型川づくり」を推進</p> <p>4) 国は、琵琶湖周辺で産卵・生育する魚類を保護するための環境に配慮した瀬田川洗堰試行操作を実施</p> <p>(4) 近年の状況</p> <p>1) 平成 16 年は台風が多数上陸 前線による新潟・福島豪雨災害、福井豪雨災害、台風 23 号による京都府由良川水害など、治水施設の計画規模を超えた洪水による水害や土砂災害が頻発</p> <p>2) この一連の災害では、高齢者や障害者など災害時要援護者の被災が相次ぎ、地域防災力の低下といった課題が顕在化</p> <p>3) このような課題に対応するため、平成 17 年に水防法が改正され、浸水想定区域の指定対象を主要な中小河川に拡大するとともに、洪水ハザードマップ等による周知措置の徹底や、中小河川における洪水情報の充実等を実施 滋賀県は、日野川や野洲川などの 7 河川を洪水予報河川に、愛知川、安曇川などの 6 河川を水位周知河川にそれぞれ指定し、洪水情報の発信や浸水想定区域の指定・公表を進め、市町は、当該河川の洪水ハザードマップを順次作成・配布し、円滑な避難対策の推進に尽力</p> <p>4) 平成 19 年 5 月に公表された気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第 4 次評価報告書では、地球温暖化な</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>どの影響から、集中豪雨の激化や台風の大型化という現象が高い信頼度で予想され、水害や土砂災害等が頻発・激甚化すると懸念を指摘。</p> <p>5) 平成 20 年 6 月社会資本整備審議会の「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について」の答申では、増大する外力への対応(洪水対策)については、「河川で安全を確保する治水政策」に加え、「流域における対策で安全を確保する治水政策」を重層的に行うべきであるとされたところ</p> <p>6) 平成 20 年の夏は短時間強雨(ゲリラ豪雨)が全国各地で発生。</p> <p>滋賀県においても、7月18日長浜市において1時間84mmの短時間強雨により、米川周辺の市街地を中心に家屋や店舗など11戸が床上浸水、203戸が床下浸水</p> <p>7) 国の河川整備計画に関する動きとして、平成19年8月に淀川水系河川整備基本方針が策定され、「下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わない」ことを明記。</p> <p>国は、平成21年3月に淀川水系河川整備計画を策定 滋賀県は河川整備計画に関して、川づくり会議を再開するなど早期の策定に向けた取り組みを進めている。</p>		<p>どの影響から、集中豪雨の激化や台風の大型化という現象が高い信頼度で予想され、水害や土砂災害等が頻発・激甚化すると懸念を指摘。</p> <p>5) 平成 20 年 6 月社会資本整備審議会の「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について」の答申では、増大する外力への対応(洪水対策)については、「河川で安全を確保する治水政策」に加え、「流域における対策で安全を確保する治水政策」を重層的に行うべきであると指摘</p> <p>6) 平成 20 年の夏は短時間強雨(ゲリラ豪雨)が全国各地で発生。</p> <p>滋賀県においても、7月18日長浜市において1時間84mmの短時間強雨により、米川周辺の市街地を中心に家屋や店舗など11戸が床上浸水、203戸が床下浸水</p> <p>7) 国の河川整備計画に関する動きとして、平成19年8月に淀川水系河川整備基本方針が策定され、「下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わない」ことを明記。</p> <p>国は、平成21年3月に淀川水系河川整備計画を策定 滋賀県は河川整備計画に関して、川づくり会議を再開するなど早期の策定に向けた取り組みを進めている。</p>
<p>(2) 水害対策の観点から見たまちづくり行政等の現状と問題点(とどめる)</p> <p>近年では、開発に伴い、その減災機能を失った霞堤が散見されます。また、ほ場整備事業の実施に伴い、整形田や大区画田での効率的な営農が求められた結果、霞堤が撤去されてしまった事例も存在します。</p> <p>安曇川や姉川、天野川などの沿川には二線堤が残されていますが、二線堤の開口部(普段は通行用に開放)を洪水時に締め切ることが地域で引き継がれていないなど、治水上有効な施設が十分機能していない状況となっています。</p>		<p>(2) 水害対策の観点から見たまちづくり行政等の現状と問題点(とどめる)</p> <p>近年では、開発に伴い、その減災機能を失った霞堤が散見されます。また、ほ場整備事業の実施に伴い、整形田や大区画田での効率的な営農が求められた結果、霞堤が撤去されてしまった事例も存在します。</p> <p>安曇川や姉川、天野川などの沿川には二線堤が残されていますが、二線堤の開口部(普段は通行用に開放)を洪水時に締め切ることが地域で引き継がれていないなど、治水上有効な施設が十分機能していない状況となっています。</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>滋賀県においては、古来より地域に暮らす知恵として土地利用や建築の工夫をすることで居住する家屋への甚大な被害を回避・軽減してきました(図表追加)。しかし近年では、水害リスクが高い箇所での無防備な開発も散見されており、甚大な被害の危険性が高まっています(図表追加)。</p> <p>土地利用や建築の工夫によって家屋への被害を回避するための法制度は、以前から用意されていましたが(資料-2)、県内の浸水実績の記録や水害リスク情報が不足していたため、その具体的な運用方法を示されていませんでした。このことなどが要因となり、現在に至るまでこれらの制度が十分に機能していない状況にあります。</p> <div data-bbox="76 627 752 703" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>資料-2 土地利用や建築の工夫により被害を回避・軽減する法制度</p> </div> <p>建設省事務次官通達(昭和34年10月27日付) 風水害による建築物の災害防止について(概要)</p> <div data-bbox="91 820 739 979" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定、特に低地における災害危険区域の指定を積極的に行い、区域内の建築物の構造を強化し、避難の施設を整備させること。</p> </div> <p>建設省都市局・河川局長通達(昭和45年1月8日付) 都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する指針について(概要)</p> <div data-bbox="91 1176 739 1410" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>おおむね60分雨量強度50mm程度の降雨対象として河道が整備されないものと認められる河川のはんらん区域及び0.5m以上の湛水が予想される区域に該当する区域は、都市計画法施行令第8条第2号に規定する「溢水、湛水、津波、高波等による災害発生のおそれのある土地の区域」とみなし、原則として市街化区域に含めな</p> </div>	<p>: 参考資料編として整理します。</p>	<p>滋賀県においては、古来より地域に暮らす知恵として土地利用や建築の工夫をすることで居住する家屋への甚大な被害を回避・軽減してきました(図表追加)。しかし近年では、水害リスクが高い箇所での無防備な開発も散見されており、甚大な被害の危険性が高まっています(図表追加)。</p> <p>土地利用や建築の工夫によって家屋への被害を回避するための法制度は、以前から用意されていましたが(資料-2)、県内の浸水実績の記録や水害リスク情報が不足していたため、その具体的な運用方法を示されていませんでした。このことなどが要因となり、現在に至るまでこれらの制度が十分に機能していない状況にあります。</p>

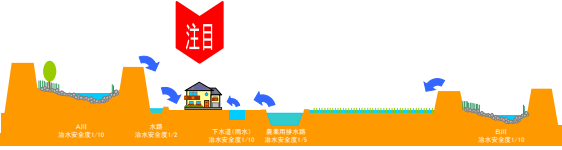
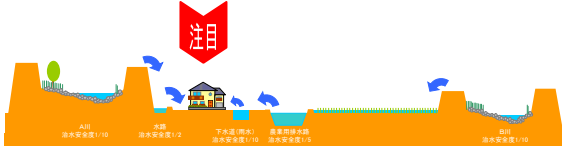
滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p data-bbox="91 180 741 256">いものにする。</p> <p data-bbox="91 341 656 411">(3) 水害に関する危機管理行政等の現状と問題点 (そなえる)</p> <p data-bbox="73 459 757 564">大規模な災害では、広域かつ同時多発的に被害が発生することもあるため、行政がすべての被災地域へすぐさま支援を差し向けることができないことも想定されます。</p> <p data-bbox="73 576 757 799">洪水時に河川管理者・量水標管理者(国・県)から水防管理者(市町)、そして住民等へ伝えられる「はん濫注意情報」を始めとした避難や水防活動のきっかけとなる情報は、その発令機会も少なく、県・市町の担当者は訓練等を行っているものの水害対応に充分精通しているとは言えない状況にあります。</p> <p data-bbox="73 810 757 995"><u>人口の増加や住民のライフスタイルの変化、社会的ニーズの多様化、行政組織の縮小化、また、市町村合併による所管の拡大など、さまざまな要因により、水害対応部局の負担が増大しており、不測の事態に対し、組織が適切に対応できるのか危惧されています。</u></p> <p data-bbox="73 1007 757 1267">河川管理者(国・県)により、洪水予報河川や水位周知河川が指定され、避難判断水位の設定など市町が避難勧告等の発令を判断するための情報は増加してきました。その一方で、勧告等を発令しても、降雨・流出予測(水位の上昇・下降の傾向)の制度に限界があることなどから予測と現地での状況が一致しないこともあるため、多くの水防管理者(市町)が避難情報発令の最終判断に苦慮しています。</p> <p data-bbox="73 1278 757 1422">平成21年8月に発生した兵庫県佐用町の豪雨災害では、市町が避難情報を出すタイミングや、屋外避難(水平避難)か上階への屋内避難(垂直避難)かの判断の難しさが浮き彫りとなりました。これまで以上にきめ細やかな避難情報(避</p>	<p data-bbox="952 124 1317 161">(案) に対する意見と対応</p> <p data-bbox="792 804 1301 836">: 後部に移動し、文意を分かりやすくします。</p>	<p data-bbox="1675 124 1995 161">意見を反映した修正案</p> <p data-bbox="1509 341 2074 411">(3) 水害に関する危機管理行政等の現状と問題点 (そなえる)</p> <p data-bbox="1496 459 2179 564">大規模な災害では、広域かつ同時多発的に被害が発生することもあります。そのため、行政がすべての被災地域へすぐさま支援を差し向けられない場合も想定されます。</p> <p data-bbox="1496 576 2179 836">県内の主要な河川においては、洪水時に河川管理者・量水標管理者(国・県)から水防管理者(市町)、そして住民等へ伝えられる「はん濫注意情報」を始めとした避難や水防活動のきっかけとなる情報が定められています。しかし、それらの発令機会が少なく、県・市町の担当者は訓練等を行っているものの水害対応に充分精通しているとは言えない状況にあります。</p> <p data-bbox="1496 1082 2179 1225">その一方、勧告等を発令しても、降雨・流出予測(水位の上昇・下降の傾向)の精度に限界があることなどから予測と現地での状況が一致しないこともあるため、多くの水防管理者(市町)が避難情報発令の最終判断に苦慮しています。</p> <p data-bbox="1496 1236 2179 1422">平成21年8月に発生した兵庫県佐用町の豪雨災害では、市町が避難情報を出すタイミングや、屋外避難(水平避難)か上階への屋内避難(垂直避難)かの判断の難しさが浮き彫りとなりました。これらの教訓から、これまで以上にきめ細やかな避難情報(避難勧告や避難指示)が求められています。</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>難勧告や避難指示) が求められています。</p> <p>4. 水害に関する地域防災力の現状と問題点 (そなえる)</p> <p>河川改修などの治水施設の整備により安心感が増えたことや、過去 40～50 年間に県全域におよぶような甚大な水害が発生せず当事者(自治)意識が薄れたこと、さらには川から人が遠ざかり、川に対する畏敬の念が消えたことなどから、洪水に備える意識の低下が危惧される状況にあります。</p> <p>最近の被災地調査では、現に浸水が始まっても行政からの避難勧告があるまで避難しなかった事例が報告されています(参考文献追加)。近年、この事例のように住民が過剰に行政依存する傾向も指摘されており(参考文献追加)、大規模な被災の経験がない滋賀県においてはより深刻な状況であることが危惧されます。</p> <p>滋賀県が実施した自治会を対象とした「地域防災力アンケート(平成 19 年 12 月実施)」の結果からは、自主防災組織の活動は火災や地震災害を中心に実施されており、水害を対象とした活動が非常に少ないことが分かりました。(図表追加)</p> <p>また、自主防災組織率は年々増加しているものの、訓練などの活動が一部の参加者に限られるなど、地域全体として対応されるところまでに至っていない組織が多いことも分かりました(図表追加)。</p>	<p>: 分かりやすい表現に修正します。</p>	<p><u>このような中であって、人口の増加や住民のライフスタイルの変化、社会的ニーズの多様化、行政組織の縮小化、また、市町村合併による所管の拡大など、さまざまな要因により、水害対応に携わる部局の負担が増大しています。</u></p> <p><u>このように、不測の事態に対し、行政組織が十分に対応できるのかということが危惧されています。</u></p> <p>4. 水害に関する地域防災力の現状と問題点 (そなえる)</p> <p><u>戦後から高度経済成長期にかけて、河川改修などの治水施設の整備により安心感が増してきました。また幸運にも、滋賀県では、過去 40～50 年間に県全域におよぶような甚大な水害が発生していません。さらには川から人が遠ざかり、川に対する畏敬の念が失われてきました。その中で地域住民の当事者(自治)意識も薄れ、洪水に備える意識の低下が危惧される状況にあります。</u></p> <p>最近の被災地調査では、現に浸水が始まっても行政からの避難勧告があるまで避難しなかった事例が報告されています。この事例のように、近年、過剰な行政依存の傾向が見られることも指摘されています。</p> <p>自主防災組織率は年々増加しているものの、自主防災組織の活動は火災や地震災害を中心に実施されており、水害を対象とした活動が非常に少ない状況にあります。水防訓練などへの参加者が一部に限られるなど、地域全体の活動に至っていない地域も多くなっています。また、過去の水害体験を伝</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>過去の水害体験を伝える活動がなされておらず、若者や新住民に地域の水害体験が継承されていない地域が多いことも明らかとなりました。</p> <p>中山間地域では過疎化や高齢化が進み、集落機能の維持が困難な地域が増加しており、また都市部では自治会に参加しない住民が増加するなど、自治組織としての機能が低下していることも指摘されています。</p> <p>また高齢者や日本語に不慣れな外国人など、災害時に避難の支援が必要な災害時要援護者が増加しており、現在の社会環境に即した避難誘導體制の確立も急務となっています。</p> <p>水防活動を担う消防団について、団員の数はほぼ横ばいであるものの、高齢化や居住地域を離れて仕事を持つ団員が増えるなど、水防力の低下が懸念されています。(図表追加)</p> <p>5. 水害リスク情報の現状と問題点</p> <p>これまで、技術的制約等もあり、広範な水害リスク情報(どの程度の被害がどのような頻度で生じるのかなどの情報)が不足していました。そのため、例えば、転居や建て替え、不動産取引時などにおいて、水害リスクを考慮する機会が十分に提供されてなかったと言えます。情報不足の結果として、自らが暮らす地域の危険性を十分に認識せずに生活をおくる住民も少なくないと考えられます。このような状況にあっては十分な備えができず、結果として被害が助長されることが懸念されます。</p> <p>まちづくり行政においても、広範な水害リスク情報が不足しており、浸水による被害の程度やその頻度に応じたまちづくりを図ることが困難な状況にあったと言えます。</p> <p>また、道路や鉄道等による連続盛土構造物の設置、土地の改変に伴う水害リスク(はん濫時の被害の程度や頻度)の変</p>		<p>える活動があまりなされておらず、若者や新住民に地域の水害体験が継承されていない地域が多くなっています。</p> <p>中山間地域では過疎化や高齢化が進み、集落機能の維持が困難な地域が増加しています。また都市部では自治会に参加しない住民が増加するなど、自治組織としての機能が低下していることも指摘されています。</p> <p>高齢者や日本語に不慣れな外国人など、災害時に避難の支援が必要な災害時要援護者が増加しており、現在の社会環境に即した避難誘導體制の確立も急務となっています。</p> <p>また、水防活動を担う消防団について、団員の数はほぼ横ばいであるものの、高齢化や居住地域を離れて仕事を持つ団員が増えるなど、水防力の低下が懸念されています。</p> <p>5. 水害リスク情報の現状と問題点</p> <p>これまで、技術的制約等もあり、広範な水害リスク情報(どの程度の被害がどのような頻度で生じるのかなどの情報)が不足していました。そのため、例えば、転居や建て替え、不動産取引時などにおいて、水害リスクを考慮する機会が十分に提供されてなかったと言えます。情報不足の結果として、自らが暮らす地域の危険性を十分に認識せずに生活をおくる住民も少なくないと考えられます。このような状況にあっては十分な備えができず、結果として被害が助長されることが懸念されます。</p> <p>まちづくり行政においても、広範な水害リスク情報の不足により、浸水による被害の程度やその頻度に応じたまちづくりを進めることが困難でした。</p> <p>また、道路・鉄道等による連続盛土構造物の設置、土地の改変に伴う水害リスク(はん濫時の被害の程度や頻度)の変</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>化については、行政においても定量的に認識するには至っていませんでした。滋賀県においても東海道新幹線や北陸自動車道には多くの避溢橋が確認されますが、ほとんどが地元住民や市町からの請願によるものでした(図表追加)。その一方で、土地の改変の影響が十分に認知されないまま、結果として、一部の地域でリスクが高くなった事例も存在しています。</p> <p>佐用町豪雨の経験から、水害時には屋外避難(水平避難)か上階への屋内避難(垂直避難)かの判断の重要性が明らかとなりましたが、これらの判断を適切に行うためには、主要河川の水位やはん濫の情報だけでなく、中小河川や農業用排水路などを含めた内水はん濫の情報が求められます。</p> <p>また、幸運にも過去40～50年間に県全域におよぶような甚大な水害を経験しなかったことなどから、逆に住民の水害に対する防災意識が低下しつつあります。このような中で、住民の水害に対する防災意識を喚起するためにも、実態に即した広範な水害リスク情報が整備されることが望まれます。</p> <p>■第三章 これからの治水の基本的方向 一 流域治水の推進 1. 流域治水の目標 これまで述べてきたように、気候変動による外力の増加や投資余力の減少、地域防災力の低下など、近年、治水に係る多くの課題が顕在化し、「川の中の対策」だけでは限界があることが明らかとなってきました。</p> <p>このような中であって、人的被害や生活再建が困難となる壊滅的な被害を回避するためには、流域で暮らし活動するすべての者が「川の中の対策」だけでは限界があることを共通の認識としたうえで、「川の中」だけではなく「川の外」にも視点を向け、協働してさまざまな対策を講じていく必要があります。</p>	<p>: 表現を簡略化します。</p>	<p>化については、行政においても定量的に認識するには至っていませんでした。滋賀県においても東海道新幹線や北陸自動車道には多くの避溢橋が確認されますが、ほとんどが地元住民・市町からの請願によるものでした。その一方で、土地の改変の影響が十分に認知されないまま、結果として、一部の地域でリスクが高くなってしまった事例も存在しています。</p> <p>水害時には屋外避難(水平避難)か上階への屋内避難(垂直避難)かの判断が重要となりますが、これらの判断を適切に行うためには、主要河川の水位やはん濫の情報だけでなく、中小河川や農業用排水路などを含めた内水はん濫の情報が必要となります。</p> <p>また、行政・住民の水害に対する防災意識が低下しつつある中で、意識喚起のためにも、実態に即した広範な水害リスク情報を整備することが必要です。</p> <p>■第三章 これからの治水の基本的方向 一 流域治水の推進 1. 流域治水の目標 これまで述べてきたように、気候変動による外力の増加や投資余力の減少、地域防災力の低下など、近年、治水に係る多くの課題が顕在化し、「川の中の対策」だけでは限界があることが明らかとなっています。</p> <p>このような中であって、人的被害や生活再建が困難となる壊滅的な被害を回避するためには、流域で暮らし活動するすべての者が「川の中の対策」だけでは限界があることを共通の認識としたうえで、「川の中」だけではなく「川の外」にも視点を向け、協働してさまざまな対策を講じていく必要があります。</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案															
<p>滋賀県は流域治水を次のように定義し、強力に推進していきます。(第一章再掲)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>どのような洪水にあっても、①人命が失われること避け(最優先)、②生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、川の中の対策に加えて川の外の対策を、自助・共助・公助が一体となって総合的に進めていく治水</p> </div> <p>また、「川の外の対策」を図-1(再掲)のように、「ためる(流域貯留対策)」・「とどめる(氾濫原減災対策)」・「そなえる(地域防災力向上対策)」に分類します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>目的 水害に強い地域づくり</p> <p>①どのような洪水にあっても、人命が失われることを避ける(最優先) ②床上浸水などの生活再建が困難となる被害を避ける</p> <p>手段 川の中の対策(堤外地対策)だけではなく、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策(堤内地対策)を総合的に実施する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="background-color: #f08080; color: white;">河道内で洪水を安全に流下させる対策(これまでの対策)</td> <td style="background-color: #f08080; color: white;">ながす</td> <td style="border: 1px solid red;">河道掘削、堤防整備、治水ダム建設など</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="font-size: 2em; font-weight: bold;">+</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #4682b4; color: white;">流域貯留対策(河川への流入量を減らす)</td> <td style="background-color: #4682b4; color: white;">ためる</td> <td style="border: 1px solid blue;">調整池、グラウンド、森林、水田、ため池など</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #4682b4; color: white;">氾濫原減災対策(氾濫流を制御・誘導する)</td> <td style="background-color: #4682b4; color: white;">とどめる</td> <td style="border: 1px solid blue;">輪中堤、二線堤、霞堤、水害防備林、土地利用規制、建築物の耐水化など</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #4682b4; color: white;">地域防災力向上対策</td> <td style="background-color: #4682b4; color: white;">そなえる</td> <td style="border: 1px solid blue;">水害履歴の調査・公表、防災教育、防災訓練、防災情報の発信など</td> </tr> </table> </div> <p>2. 流域治水対策を検討する基礎情報 - 「地先の安全度」</p> <p>治水対策として「川の中の対策」だけでなく「川の外の対策」を並行して進め、自助・共助・公助が一体となってハードやソフトのあらゆる手段を総合的に実施する必要があることを、行政機関も含め、流域に暮らすさまざまな人々が共通の理解とすることが必要不可欠です。</p>	河道内で洪水を安全に流下させる対策(これまでの対策)	ながす	河道掘削、堤防整備、治水ダム建設など	+			流域貯留対策(河川への流入量を減らす)	ためる	調整池、グラウンド、森林、水田、ため池など	氾濫原減災対策(氾濫流を制御・誘導する)	とどめる	輪中堤、二線堤、霞堤、水害防備林、土地利用規制、建築物の耐水化など	地域防災力向上対策	そなえる	水害履歴の調査・公表、防災教育、防災訓練、防災情報の発信など	<p>: 目標だけに特化します。</p>	<p>そこで滋賀県は治水施設の整備(「川の中」の対策)で定める目標とは別に、流域治水の目標を次のように定めることとします。</p> <p>(流域治水の目標)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>どのような洪水にあっても、①人命が失われることを避け(最優先)、②生活再建が困難となる被害を避ける。</p> </div> <p>2. 流域治水対策を検討する基礎情報 - 「地先の安全度」</p> <p>治水対策として「川の中の対策」だけでなく「川の外の対策」を並行して進め、自助・共助・公助が一体となってハードやソフトのあらゆる手段を総合的に実施する流域治水をすすめるためには、行政機関も含め、流域に暮らすさまざまな人々が流域全体の水害リスクを共通の認識とすることが必要</p>
河道内で洪水を安全に流下させる対策(これまでの対策)	ながす	河道掘削、堤防整備、治水ダム建設など															
+																	
流域貯留対策(河川への流入量を減らす)	ためる	調整池、グラウンド、森林、水田、ため池など															
氾濫原減災対策(氾濫流を制御・誘導する)	とどめる	輪中堤、二線堤、霞堤、水害防備林、土地利用規制、建築物の耐水化など															
地域防災力向上対策	そなえる	水害履歴の調査・公表、防災教育、防災訓練、防災情報の発信など															

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>滋賀県は、これらの共通理解をはかり、着実に流域治水を推進するため、個々の治水施設の安全度ではなく、人びとの暮らしの舞台である流域内の各地点の安全度（以下、「地先の安全度」という）を調査し、基礎情報として活用することとします。</p>  <p>図-2 河川・水路の治水安全度と「地先の安全度」</p> <p>「地先の安全度」の定義</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>河川だけでなく、身近な水路のはん濫なども想定した人びとの暮らしの舞台である流域内の各地点の安全度</p> </div> <p>「地先の安全度」を計量化する際には、被害が生じない程度の小規模なものから、治水施設の整備水準を超えるような大規模なものまで、想定する外力を幅広く設定します。外力には降雨を与え、流域一河道・水路一はん濫域での一連の水文・水理過程を解析し、地点毎の水理量（浸水深・流体力等）を算定して、被害の種類（①家屋流失、②家屋水没、③床上浸水、④床下浸水）を判定することとします。</p> <p>「地先の安全度」は、各地点における発生確率別の水理諸元（浸水深や流速など）で表現する他、ある地点に一般家屋があった場合に、当該家屋が①家屋流失、②家屋水没、③床上浸水、④床下浸水の危険にさらされる年確率として表現することとします。</p>		<p>不可欠です。</p> <p>滋賀県は、これらの共有をはかり、着実に流域治水を推進するため、個々の治水施設の安全度ではなく、人びとの暮らしの舞台である流域内の各地点の安全度（以下、「地先の安全度」という）を調査し、基礎情報として活用することとします。</p>  <p>図-2 河川・水路の治水安全度と「地先の安全度」</p> <p>「地先の安全度」の定義</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>河川だけでなく、身近な水路のはん濫なども想定した人びとの暮らしの舞台である流域内の各地点の安全度</p> </div> <p>「地先の安全度」を計量化する際には、被害が生じない程度の小規模なものから、治水施設の整備水準を超えるような大規模なものまで、想定する外力を幅広く設定します。外力として降雨を与え、流域一河道・水路一はん濫域での一連の水文・水理過程を解析し、地点毎の水理量（浸水深・流体力等）を算定して、被害の種類（①家屋流失、②家屋水没、③床上浸水、④床下浸水）を判定することとします。</p> <p>「地先の安全度」は、各地点における発生確率別の水理諸元（浸水深や流速など）で表現する他、ある地点に一般家屋があった場合に、当該家屋が①家屋流失、②家屋水没、③床上浸水、④床下浸水の危険にさらされる年確率として表現することとします。</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)

(案) に対する意見と対応

意見を反映した修正案

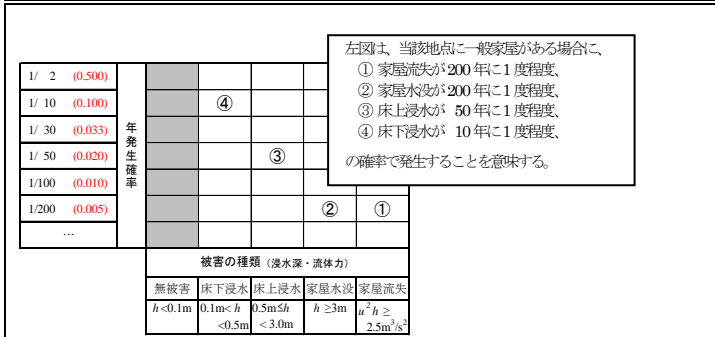


図-3 ある地点における「地先の安全度」の表示例

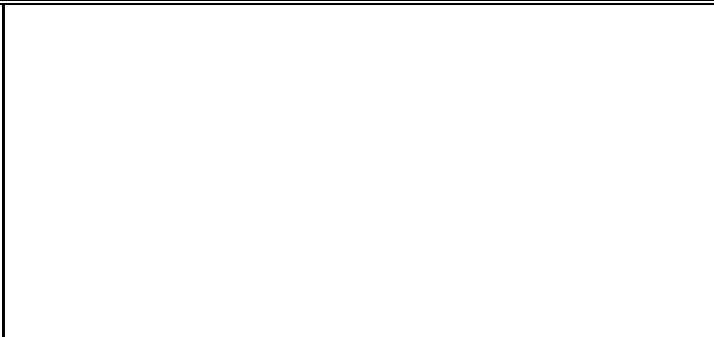


図-3 ある地点における「地先の安全度」の表示例

■第四章 流域治水の進め方

1. 洪水を安全に「ながす」対策

国、県および市町等、河川や水路等の管理者は、均衡ある治水安全度の向上を図るため、河川や水路等の治水施設の効果的・効率的な整備を着実に実施するとともに、各施設が持つ流下能力を発揮させるため適切な維持管理を行ないます。

また、整備水準を超える洪水が発生した場合でも被害を最小限に抑えるための対策についても、必要に応じて検討・実施します。

(1) 適切な河川等の維持管理

滋賀県は、管理する一級河川の維持管理は防災対策上重要であるとの認識のもと、現況河道が持つ流下能力を十分に発揮させるため、上下流に比べて流下能力が不足するなど、治水上支障のある箇所を見極めたうえで、緊急性の高いところから河道内樹木の伐採や堆積土砂の浚渫、護岸の修繕等を着実に実施します。

また滋賀県は、地域に身近な河川について、補助制度（ふるさとの川づくり協働事業等）を用意して、関係自治体や住民と協働した維持管理を推進します。

■第四章 流域治水の進め方

1. 洪水を安全に「ながす」対策

国、県および市町等、河川や水路等の管理者は、均衡ある治水安全度の向上を図るため、河川や水路等の治水施設の効果的・効率的な整備を着実に実施するとともに、各施設が持つ流下能力を発揮させるため適切な維持管理を行ないます。

また、整備水準を超える洪水が発生した場合でも被害を最小限に抑えるための対策についても、必要に応じて検討・実施します。

(1) 適切な河川等の維持管理

滋賀県は、河川の維持管理が治水上最重要であるとの認識のもと、現況河道が持つ流下能力を十分に発揮させるため、上下流に比べて流下能力が不足するなど、治水上支障のある箇所を見極めたうえで、緊急性の高いところから河道内樹木の伐採や堆積土砂の浚渫、護岸の修繕等を着実に実施します。

また滋賀県は、地域に身近な河川について、補助制度（ふるさとの川づくり協働事業等）を用意し、関係自治体や住民と協働した維持管理を推進します。

市町が管理する準用河川・下水道（雨水）・普通河川や、農

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案																																
<p>市町が管理する準用河川・下水道(雨水)・普通河川や、農業者が管理する農業用排水路などの各種排水施設についても、各々の施設管理者が流下能力を十分に発揮させるため補助制度も活用しつつ適切な維持管理に務めます。</p> <p>表-1：維持管理に関する役割分担</p> <table border="1" data-bbox="132 432 698 1067"> <tr> <td rowspan="2">国・県</td> <td>主体</td> <td>各々の管理区間における一級河川の確実な維持管理や適切な巡視点検</td> </tr> <tr> <td>支援</td> <td>地域の河川愛護活動が円滑に実施されるための支援</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町</td> <td>主体</td> <td>準用、普通河川の確実な維持管理や適切な巡視点検</td> </tr> <tr> <td>支援</td> <td>河川愛護活動から発生する竹木などの処分の支援 河川愛護活動団体の窓口 水防管理者としての堤防の監視</td> </tr> <tr> <td>住民</td> <td>主体</td> <td>川さらえや除草作業など河川愛護活動への参加 堤外民地の適正な維持管理</td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td>主体</td> <td>地域の河川愛護活動への参加</td> </tr> </table> <p>(2) 均衡ある治水安全度の向上と効果的・効率的な河川整備等</p> <p>国は管理する河川(瀬田川ほか)において、淀川水系河川整備基本方針および同河川整備計画に基づき、計画的に河川整備を進めます。</p> <p>また県は、滋賀県の河川整備方針、および各圏域の河川整備計画(一部策定中)に基づき、計画的に河川整備を実施します。</p>	国・県	主体	各々の管理区間における一級河川の確実な維持管理や適切な巡視点検	支援	地域の河川愛護活動が円滑に実施されるための支援	市町	主体	準用、普通河川の確実な維持管理や適切な巡視点検	支援	河川愛護活動から発生する竹木などの処分の支援 河川愛護活動団体の窓口 水防管理者としての堤防の監視	住民	主体	川さらえや除草作業など河川愛護活動への参加 堤外民地の適正な維持管理	事業者等	主体	地域の河川愛護活動への参加		<p>業者が管理する農業用排水路などの各種排水施設についても、各々の施設管理者が流下能力を十分に発揮させるため補助制度も活用しつつ適切な維持管理に務めます。</p> <p>表-1：維持管理に関する役割分担</p> <table border="1" data-bbox="1552 432 2119 1067"> <tr> <td rowspan="2">国・県</td> <td>主体</td> <td>各々の管理区間における一級河川の確実な維持管理や適切な巡視点検</td> </tr> <tr> <td>支援</td> <td>地域の河川愛護活動が円滑に実施されるための支援</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町</td> <td>主体</td> <td>準用、普通河川の確実な維持管理や適切な巡視点検</td> </tr> <tr> <td>支援</td> <td>河川愛護活動から発生する竹木などの処分の支援 河川愛護活動団体の窓口 水防管理者としての堤防の監視</td> </tr> <tr> <td>住民</td> <td>主体</td> <td>川さらえや除草作業など河川愛護活動への参加 堤外民地の適正な維持管理</td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td>主体</td> <td>地域の河川愛護活動への参加</td> </tr> </table> <p>(2) 均衡ある治水安全度の向上と効果的・効率的な河川整備等</p> <p>国は管理する河川(瀬田川ほか)において、淀川水系河川整備基本方針および同河川整備計画に基づき、計画的に河川整備を進めます。</p> <p>また県は、滋賀県の河川整備方針、および各圏域の河川整備計画(一部策定中)に基づき、計画的に河川整備を実施します。</p>	国・県	主体	各々の管理区間における一級河川の確実な維持管理や適切な巡視点検	支援	地域の河川愛護活動が円滑に実施されるための支援	市町	主体	準用、普通河川の確実な維持管理や適切な巡視点検	支援	河川愛護活動から発生する竹木などの処分の支援 河川愛護活動団体の窓口 水防管理者としての堤防の監視	住民	主体	川さらえや除草作業など河川愛護活動への参加 堤外民地の適正な維持管理	事業者等	主体	地域の河川愛護活動への参加
国・県		主体	各々の管理区間における一級河川の確実な維持管理や適切な巡視点検																															
	支援	地域の河川愛護活動が円滑に実施されるための支援																																
市町	主体	準用、普通河川の確実な維持管理や適切な巡視点検																																
	支援	河川愛護活動から発生する竹木などの処分の支援 河川愛護活動団体の窓口 水防管理者としての堤防の監視																																
住民	主体	川さらえや除草作業など河川愛護活動への参加 堤外民地の適正な維持管理																																
事業者等	主体	地域の河川愛護活動への参加																																
国・県	主体	各々の管理区間における一級河川の確実な維持管理や適切な巡視点検																																
	支援	地域の河川愛護活動が円滑に実施されるための支援																																
市町	主体	準用、普通河川の確実な維持管理や適切な巡視点検																																
	支援	河川愛護活動から発生する竹木などの処分の支援 河川愛護活動団体の窓口 水防管理者としての堤防の監視																																
住民	主体	川さらえや除草作業など河川愛護活動への参加 堤外民地の適正な維持管理																																
事業者等	主体	地域の河川愛護活動への参加																																

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>同様に、市町においても、各地域に必要な治水安全度を確保するため、管理する準用河川、下水道(雨水)、普通河川の整備を進めます。農業用排水路を整備する場合においても、県・市町は農地に求められる必要な治水安全度を確保するため、適切な整備を行います。</p> <p>これらの河川や水路等の整備については、実施主体が異なるものの水系一貫の観点から、上下流や同種・同規模の河川や水路等との整備のバランスを図ることが重要です。そのため、流域全体で一部の地域での整備が著しく遅れることのないよう、各実施主体(国・県・市町)が連携しながら着実に整備を進めます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>参考3 滋賀県が実施する河川整備</p> <p>滋賀県は「中長期整備実施河川の検討」により、客観的な指標を用いて事業着手河川の優先度を決定するため、県が管理する506河川をAからDの4つのランクに分けた。その結果、35河川を緊急に整備が必要なAランク河川として、Aランクの次に整備実施が必要な42河川をBランク河川として選定した。</p> <p>Aランク河川と、Bランク河川のうち事業実施中の12河川を合わせた47河川を対象に、具体的な整備内容については、「川づくり会議」および「淡海の川づくり検討委員会」を開催し、地域住民や学識経験者の意見を聴き、さらに関係市町長の意見を聴いたうえで、河川ごとに検討を進め、河川整備計画を策定し着実に実施する。</p> <p>整備を進めるにあたっては、将来の計画規模を一気に達成することは財政的にも時間的にも制約等があり困難であることから、当面(河川整備計画期間であるおおむね20年間)の目標を以下のように定めて段階的に治水安全度を向上させる。</p> <p>◇県内の比較的大規模な河川(流域面積が50km²以上の河川)は戦後最大洪水規模相当に対応する治水安全度を</p> </div>		<p>同様に、市町においても、各地域に必要な治水安全度を確保するため、管理する準用河川、下水道(雨水)、普通河川の整備を進めます。農業用排水路についても、滋賀県・市町は農地に必要な治水安全度を確保するよう整備を進めます。</p> <p>これらの河川や水路等の整備については、実施主体が異なるものの水系一貫の観点から、上下流や同種・同規模の河川・水路等との整備のバランスを図ることが重要です。そのため、一部の地域での整備が著しく遅れることのないよう、各実施主体(国・滋賀県・市町)が連携しながら着実に整備を進めます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>参考2 滋賀県が実施する河川整備</p> <p>滋賀県は「中長期整備実施河川の検討」により、客観的な指標を用いて事業着手河川の優先度を決定するため、県が管理する506河川をAからDの4つのランクに分けた。その結果、35河川を緊急に整備が必要なAランク河川として、Aランクの次に整備実施が必要な42河川をBランク河川として選定した。</p> <p>Aランク河川と、Bランク河川のうち事業実施中の12河川を合わせた47河川を対象に、具体的な整備内容については、「川づくり会議」および「淡海の川づくり検討委員会」を開催し、地域住民や学識経験者の意見を聴き、さらに関係市町長の意見を聴いたうえで、河川ごとに検討を進め、河川整備計画を策定し着実に実施する。</p> <p>整備を進めるにあたっては、将来の計画規模を一気に達成することは財政的にも時間的にも制約等があり困難であることから、当面(河川整備計画期間であるおおむね20年間)の目標を以下のように定めて段階的に治水安全度を向上させる。</p> <p>◇県内の比較的大規模な河川(流域面積が50km²以上の河川)は戦後最大洪水規模相当に対応する治水安全度を</p> </div>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案																												
<p>確保できる規模の整備を進める。 ◇県内の比較的小規模な河川（流域面積が 50km² 未満の河川）は、おおむね 10 年確率洪水（50mm/hr 相当）に対応する治水安全度を確保できる規模の整備を進める。</p> <p style="text-align: center;">表-2：河川整備に関する役割分担</p> <table border="1" data-bbox="107 411 757 890"> <tr> <td>国・県</td> <td>主体</td> <td>河川整備計画の策定 河川管理者として効果的・効率的な河川整備の実施 河川整備に関する普及啓発活動</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町</td> <td>主体</td> <td>河川管理者として効果的・効率的な河川整備の実施</td> </tr> <tr> <td>支援</td> <td>河川整備計画策定への参加 住民との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>住民</td> <td>支援</td> <td>河川整備計画策定への参加 河川整備に対する理解と協力</td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td>支援</td> <td>河川整備に対する理解と協力</td> </tr> </table> <p>(3) 整備水準を超える洪水対策 河川整備を進める際には、整備水準を超える洪水が発生した場合でも被害を最小限に抑える工夫をすることが重要です。 現存する河畔林について、はん濫流の勢いを抑えるなどの水害防備林としての治水上の効果を評価し、必要に応じて河川管理施設としての樹林帯として指定し保全します。 滋賀県は「中長期整備実施河川の検討（平成 20 年 10 月）」および河川整備計画に基づき、河川堤防の高さ、堤防と周辺家屋との距離、家屋数などを指標として、危険度の高い河川（Tランク河川）・区間を選定し、質的向上を図る事業を実施します。 具体的には、破堤が生じた場合に壊滅的な被害が想定され、</p>	国・県	主体	河川整備計画の策定 河川管理者として効果的・効率的な河川整備の実施 河川整備に関する普及啓発活動	市町	主体	河川管理者として効果的・効率的な河川整備の実施	支援	河川整備計画策定への参加 住民との連絡調整	住民	支援	河川整備計画策定への参加 河川整備に対する理解と協力	事業者等	支援	河川整備に対する理解と協力	<p>・近畿広域連合の視点より権限委譲がとわれているところですが、野洲川をはじめとする直轄河川のあり方について、県知事は委譲対象として言及されていますが、表—2の役割分担に相反するのではないかと。（野洲市） ：ご指摘のとおりでありますが、現状における各組織の所管における役割分担を示させていただいております。ご指摘の内容につきましては、議論の進捗にあわせて変更等を行います。</p> <p>：内容について、分かりやすく修正します。</p>	<p>確保できる規模の整備を進める。 ◇県内の比較的小規模な河川（流域面積が 50km² 未満の河川）は、おおむね 10 年確率洪水（50mm/hr 相当）に対応する治水安全度を確保できる規模の整備を進める。</p> <p style="text-align: center;">表-2：河川整備に関する役割分担</p> <table border="1" data-bbox="1527 411 2177 928"> <tr> <td>国・県</td> <td>主体</td> <td>(河川整備基本方針・) 河川整備計画の策定 河川管理者として効果的・効率的な河川整備の実施 河川整備に関する普及・啓発活動</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町</td> <td>主体</td> <td>河川管理者として効果的・効率的な河川整備の実施</td> </tr> <tr> <td>支援</td> <td>河川整備計画策定への参加 住民との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>住民</td> <td>支援</td> <td>河川整備計画策定への参加 河川整備に対する理解と協力</td> </tr> <tr> <td>事業者等</td> <td>支援</td> <td>河川整備に対する理解と協力</td> </tr> </table> <p>(3) 整備水準を超える洪水対策 滋賀県が河川整備を進める際には、整備水準を超える洪水が発生した場合でも被害を最小限に抑える対策をあわせて進めることとします。 現存する河畔林について、はん濫流の勢いを抑えるなどの水害防備林としての効果がみとめられる場合には、当該河畔林を河川管理施設としての樹林帯に指定し保全します。 滋賀県は「中長期整備実施河川の検討（平成 20 年 10 月）」および河川整備計画に基づき、堤防が決壊した場合に危険度の高い河川（Tランク河川）を選定し、壊滅的被害の回避・軽減を図る事業を実施します。</p>	国・県	主体	(河川整備基本方針・) 河川整備計画の策定 河川管理者として効果的・効率的な河川整備の実施 河川整備に関する普及・啓発活動	市町	主体	河川管理者として効果的・効率的な河川整備の実施	支援	河川整備計画策定への参加 住民との連絡調整	住民	支援	河川整備計画策定への参加 河川整備に対する理解と協力	事業者等	支援	河川整備に対する理解と協力
国・県	主体	河川整備計画の策定 河川管理者として効果的・効率的な河川整備の実施 河川整備に関する普及啓発活動																												
市町	主体	河川管理者として効果的・効率的な河川整備の実施																												
	支援	河川整備計画策定への参加 住民との連絡調整																												
住民	支援	河川整備計画策定への参加 河川整備に対する理解と協力																												
事業者等	支援	河川整備に対する理解と協力																												
国・県	主体	(河川整備基本方針・) 河川整備計画の策定 河川管理者として効果的・効率的な河川整備の実施 河川整備に関する普及・啓発活動																												
市町	主体	河川管理者として効果的・効率的な河川整備の実施																												
	支援	河川整備計画策定への参加 住民との連絡調整																												
住民	支援	河川整備計画策定への参加 河川整備に対する理解と協力																												
事業者等	支援	河川整備に対する理解と協力																												

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>かつ、当面の間、下流リスクとの関係から新たな河道断面の拡大（築堤・拡幅・掘削等）、あるいは、掘り込み河川化など抜本的な破堤回避対策の実施が困難な区間でかつ、人家が連担する箇所において、家屋の流失など、破堤による壊滅的な被害を回避するため、堤防の侵食対策や浸透対策にあわせて堤防天端の舗装など越水にも資する対策や、水害防備林や霞堤等の整備・保全など堤防強化以外の減災対策も必要に応じて検討し実施します。</p> <p>なお、流況や堤防の形状、背後地の利用状況等から、越水が生じる想定頻度や破堤時の被害の大きさを勘案し、差し迫った危険性が予見される箇所から優先的に対策を検討・実施します。</p> <p>2. 流域で雨水を「ためる」対策</p> <p>公園やグラウンド、道路、公共施設等の管理者は、雨水貯留および地下浸透対策を実施します。<u>農林業関係者が、森林や農地の適正な保全管理に務めることができるよう、県および市町は支援を行い、保水機能や地下浸透機能の維持を図ります。</u>そのことにより、流域全体での雨水貯留機能を維持向上させ、降雨の急激な流出を緩和し河川や水路にかかる負荷を軽減します。</p>	<p>・「農林業関係者が、森林や農地の適正な保全管理に努めることができるよう……」について、農村振興課の意見により修正したとのことであるが、農地法第2条の2（農地について権利を有する者の責務）に規定の範囲のことを示すのであれば、修正は不要である。（農政課）</p> <p>：ご指摘のとおり、農地法第2条の2（農地について権利を有する者の責務）では「農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにならなければならない。」となっております。</p> <p>しかしながら、中山間地域等では、高齢化が進展する中で担い手の減少、耕作放棄の増加等により、多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が生じることが懸念されている状況を踏まえ、国は、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講ずる中山間地域等直接支払制度</p>	<p><u>当該事業については、「①人家連担地などで堤防決壊時に壊滅的被害が想定され」、かつ、「②当面の間、下流リスクとの関係から新たな河道断面の拡大（築堤・拡幅・掘削等）、あるいは、掘り込み河川化など抜本対策が困難な」区間において、優先的に実施することとします。具体的には、堤防の侵食対策や浸透対策にあわせて堤防天端の舗装など越水にも資する対策や、水害防備林や霞堤等の整備・保全など堤防強化以外の減災対策も必要に応じて検討し実施します。</u></p> <p>2. 流域で雨水を「ためる」対策</p> <p>公園やグラウンド、道路、公共施設等の管理者は、雨水貯留および地下浸透対策を実施します。農林業関係者が、森林や農地の適正な保全管理に務めることができるよう、県および市町は支援を行います。そのことにより、流域全体での雨水貯留機能・浸透機能を維持向上させ、洪水の急激な流出を緩和し河川・水路にかかる負荷を軽減します。</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>(1) 森林や水田の洪水緩和機能等の保全</p> <p>森林や田畑については、雨水を一時的に貯めたり地下浸透させる多面的な機能を有しており、この機能が持続的に発揮されるよう維持保全していくことが必要です。また、手入れが行き届いていない山林の倒木などが流木となり、被害拡大の原因となる場合もあります。</p> <p>森林の洪水緩和機能の維持や流木による洪水被害の拡大予防のため、「琵琶湖森林づくり条例」(平成16年4月)の基本理念のもと、<u>滋賀県は、市町および国と相互に連携を図り、森林所有者、森林組合、住民および事業者等と協働して森林の多面的な機能の保全に努めます。</u></p> <p>また、優良農地を保全整備し将来にわたって確保していくため、県および市町は、農業振興地域の整備に関する法律など関係法令の的確な運用や、農業振興に必要な施策を実施す</p>	<p>を平成12年度から実施しています。</p> <p>また、中山間地域等以外におきましても、高齢化や混住化が進行してきており、農地や農業用排水などの資源をこれまでどおり地域で適切に保全管理していくことが難しくなっていることから農村環境の質的な向上と併せて取り組む「農地・水・環境保全向上対策」が平成19年度から実施されているところでもあります。</p> <p>一方、森林の保全管理については「森林・林業基本法」の第9条森林所有者の責務において「森林所有者は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備および保全が図られるように努めなければならない」とされています。</p> <p>そのための森林保全管理に関する事業制度も国庫補助事業、県単独造林事業および新税事業で様々な制度が用意され、取り組まれているところであります。</p> <p>以上のことから、原文どおりとします。なお、重複した表現を整理します。</p> <p>・国とは農林水産省や林野庁と解しますが、所管省庁に対して記載内容の確認は取られていますでしょうか。 (琵琶湖河川事務所)</p> <p>:「琵琶湖森林づくり条例」の第3条では、基本理念として「森林づくりは、森林の水源かん養などの多面的機能が持続的に発揮されるよう推進されなければならない」と表記され</p>	<p>(1) 森林や水田の洪水緩和機能等の保全</p> <p>森林や田畑については、雨水を一時的に貯めたり地下浸透させる多面的な機能を有しており、この機能が持続的に発揮されるよう維持保全していくことが必要です。また、手入れが行き届いていない山林の倒木などが流木となり、被害拡大の原因となる場合もあります。</p> <p>森林の洪水緩和機能の維持や流木による洪水被害の拡大予防のため、「琵琶湖森林づくり条例」(平成16年4月)の基本理念のもと、滋賀県は、市町および国と相互に連携を図り、森林所有者、森林組合、住民および事業者等と協働して森林の多面的な機能の保全に努めます。</p> <p>また、優良農地を保全・整備し将来にわたって確保していくため、県および市町は、農業振興地域の整備に関する法律</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案												
<p>るとともに、田畑の所有者や耕作者は、農業の営みを通じた適正な保全管理に努めます。</p> <p>(2) 貯留機能や地下浸透機能の強化 河川や水路等への降雨の急激な流出を緩和するため、市町は、下水道(雨水)事業との調整を図りながら、県、事業者等および住民と連携し、条例等による規制や助成等を活用し、以下に示す流出抑制対策を積極的に進めます。</p> <p>◇雨水貯留対策(公園、グラウンド、ため池、調整池等を活用した貯留、各家庭や公共施設での雨水タンクによる貯留など)</p> <p>◇地下浸透対策(道路における透水性舗装や浸透側溝、各家庭や公共施設における浸透ますの設置など)</p> <p>また、都市計画法等に基づく開発行為の許可に関して、各河川の管理者(県および市町)は、開発に対する雨水排水基準や開発指導要綱を設け、流下能力が不足する場合など必要に応じて流出抑制施設の設置を指導します。</p> <p>県および市町は、開発区域からの適正な雨水流出を図るため、適宜、開発行為に関する技術基準等の見直しを行います。</p>	<p>ており、第4条では、県の責務として「県は森林づくりの推進にあたっては、市町および国と相互に連携を図るものとする」とされています。</p> <p>このことから、ご指摘につきましては、問題ないものと考えています。</p>	<p>など関係法令の的確な運用や、農業振興に必要な施策を実施するとともに、田畑の所有者や耕作者は、農業の営みを通じた適正な保全管理に努めることとします。</p> <p>(2) 貯留機能や地下浸透機能の強化 河川や水路等への洪水の急激な流出を緩和するため、市町は、滋賀県、事業者、住民等と連携し、条例による規制や助成等を活用して、以下に示す流出抑制対策を積極的に進めます。</p> <p>◇雨水貯留対策(公園、グラウンド、ため池、調整池等を活用した貯留、各家庭や公共施設での雨水タンクによる貯留など)</p> <p>◇地下浸透対策(道路における透水性舗装や浸透側溝、各家庭や公共施設における浸透ますの設置など)</p> <p>また、都市計画法等に基づく開発行為の許可に関して、各河川の管理者(県および市町)は、開発に対する雨水排水基準や開発指導要綱を設け、<u>下流河川・水路</u>の流下能力が不足する場合など必要に応じて流出抑制施設の設置を指導します。</p> <p>県および市町は、適正に開発区域からの流出抑制を図るため、適宜、開発行為に関する技術基準等の見直しを行います。</p>												
<p>表一3：貯留機能や地下浸透機能の強化に関する役割分担</p> <table border="1" data-bbox="152 1114 757 1428"> <thead> <tr> <th>県</th> <th>主体</th> <th>管理施設における貯留施設や地下浸透施設の設置および維持管理 1級河川に係る開発地における雨水排水処理の指導</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町</td> <td>主体</td> <td>管理施設における貯留施設や地下浸透施設の設置および維持管理 普通河川等に係る開発地における雨水排水処理の指導</td> </tr> </tbody> </table>	県	主体	管理施設における貯留施設や地下浸透施設の設置および維持管理 1級河川に係る開発地における雨水排水処理の指導	市町	主体	管理施設における貯留施設や地下浸透施設の設置および維持管理 普通河川等に係る開発地における雨水排水処理の指導		<p>表一3：貯留機能や地下浸透機能の強化に関する役割分担</p> <table border="1" data-bbox="1572 1152 2177 1428"> <thead> <tr> <th>県</th> <th>主体</th> <th>管理施設における貯留施設や地下浸透施設の設置および維持管理 1級河川に係る開発地における雨水排水処理の指導</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町</td> <td>主体</td> <td>管理施設における貯留施設や地下浸透施設の設置および維持管理 普通河川等に係る開発地にお</td> </tr> </tbody> </table>	県	主体	管理施設における貯留施設や地下浸透施設の設置および維持管理 1級河川に係る開発地における雨水排水処理の指導	市町	主体	管理施設における貯留施設や地下浸透施設の設置および維持管理 普通河川等に係る開発地にお
県	主体	管理施設における貯留施設や地下浸透施設の設置および維持管理 1級河川に係る開発地における雨水排水処理の指導												
市町	主体	管理施設における貯留施設や地下浸透施設の設置および維持管理 普通河川等に係る開発地における雨水排水処理の指導												
県	主体	管理施設における貯留施設や地下浸透施設の設置および維持管理 1級河川に係る開発地における雨水排水処理の指導												
市町	主体	管理施設における貯留施設や地下浸透施設の設置および維持管理 普通河川等に係る開発地にお												

滋賀県流域治水基本方針(案)			(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案		
	支 援	家庭における対策の普及支援				ける雨水排水処理の指導
住 民	主 体	家庭における貯留施設や地下浸透施設の設置および維持管理		支 援		家庭における対策の普及支援
事業 者等	主 体	管理施設における貯留施設や地下浸透施設の設置および維持管理		住 民	主 体	家庭における貯留施設や地下浸透施設の設置および維持管理
<p>3. はん濫を一定の地域に「とどめる」対策</p> <p>滋賀県は、「地先の安全度」に関する情報を活用し、流域・はん濫原での改変行為（連続盛土構造物の設置・撤去等）の影響を調査します。また、県は調査結果に基づき、一部の地域の水害リスクが著しく高まる場合など、必要に応じて改変行為を行うもの（原因者）に対してははん濫原減災対策の実施など適切な対応を求めます。</p> <p>また、<u>新たな条例の制定等により家屋流失や水没が想定される箇所における建築規制や、床上浸水の頻発が想定される箇所における土地利用規制を行い、人的被害や深刻な資産被害を回避・軽減します。ただし、これらの規制にあたっては、新たなまちづくりや歴史的に形成された景観の保全への取り組みを阻害しないよう最大限配慮します。</u></p> <p>(1) 既存の氾濫流制御施設の機能復元・維持等</p> <p>滋賀県は、流域に存在する二線堤、輪中堤および霞堤について、治水上の役割や効果等を再評価し、現状の土地利用と整合を図りながら、機能の復元・維持や新たな整備を行います。</p> <p>なお、遊水機能を有する霞堤の機能の復元・維持や新たな整備を進める際、河川整備の計画洪水の処理に資する場合、本堤との間の土地を河川区域に指定することも検討します。</p>			<p>・ 3. はん濫を一定の地域に「とどめる」対策の前文では「<u>新たな条例等の規制により・・・</u>」となっているが、(3)においては2)で「<u>建築基準法第39条に基づく災害危険区域を活用した建築規制を行い</u>」を今回追加訂正されているが、表-4の中にも同様の記載がある。</p> <p>(建築指導室)</p> <p>: 建築基準法においては、第1条において、「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命・健康および財産の保護を図る」ことを目的とされており、災害危険区域制度についても、この目的を達成するために設定されていると理解しています。</p> <p>流域治水政策における建築規制の目的においても、県民の人的被害を防止する観点から建築規制を行う必要があると認識しています。</p> <p>このことから、流域治水対策の建築規制については、建築基準法と県で策定する条例との整理を行い、混乱が生じることのないよう十分説明・検討していきたいと考えていま</p>	<p>3. はん濫を一定の地域に「とどめる」対策</p> <p>滋賀県は、「地先の安全度」に関する情報を活用し、流域・はん濫原での改変行為（連続盛土構造物の設置・撤去等）の影響を調査します。また、県は調査結果に基づき、一部の地域の水害リスクが著しく高まる場合には、改変行為を行うもの（原因者）に対してははん濫原減災対策の実施など適切な対応を求めます。</p> <p>また、<u>新たな条例の制定等により家屋の流失・水没が想定される箇所での建築規制(建築基準法第39条に基づく災害危険区域を活用)</u>や、床上浸水が頻発する箇所での土地利用規制を行い、人的被害や深刻な資産被害を回避・軽減します。ただし、規制の態様を定める場合には、新たなまちづくりや歴史的に形成された景観の保全への取り組みを阻害しないよう最大限配慮します。</p> <p>(1) 既存の氾濫流制御施設の機能復元・維持等</p> <p>滋賀県は、流域に存在する二線堤、輪中堤および霞堤について、治水上の役割や効果等を再評価し、現状の土地利用と整合を図りながら、機能の復元・維持や新たな整備を行います。</p> <p>なお、遊水機能を有する霞堤の機能の復元・維持や新たな</p>		

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>(2) 連続盛土構造物によるリスク転嫁の回避・軽減、または連続盛土構造物の有効活用</p> <p>流域・はん濫原を横断する道路・鉄道などの連続盛土構造物を設置する場合、当該施設がはん濫流をせき止める効果を発揮し、はん濫流の上流側では被害を助長する一方で下流側では被害を軽減する場合があります。</p> <p>そのため、滋賀県は、連続構造物の設置によって一部の地域に過度にリスク転嫁がされないよう事業者等に対して連続盛土の一部に暗渠を設置したり避溢橋構造としたりするなど必要な対策を求めます。</p> <p>また、地域の土地利用によっては、連続盛土構造物の設置により全体として被害が軽減される場合もあることから、地域合意が得られる場合には、滋賀県は、事業者と連携し、はん濫流制御施設として当該施設の有効活用を図ります。</p> <p>(3) 安全な土地利用や住まい方の誘導</p> <p>1) 安全な土地利用に関すること</p> <p>都市計画やまちづくり計画については、住宅供給や交通計画、都市景観、防災防犯など多くの要素を考慮して決定されていますが、今後は河川整備の進捗や<u>浸水予想の情報</u>もできるだけ反映し、水害にも備えた計画となるよう見直しを進めていく必要があります。</p> <p>そのため滋賀県は、床上浸水の頻発が想定される箇所※3においては、新たに市街化区域へ編入することを原則禁止することとします。あわせて、被害回避に係る技術基準を設けることなどにより、都市計画法の開発許可制度等を連動させ、水害に対して最低限の安全性を確保した開発を促進します。</p> <p>また、流域治水対策などの減災の考え方が組み入れられた国土利用計画および土地利用基本計画に基づき安全で安心できる県土利用を進めます。</p> <p>市町は、県の条例や国土利用計画等に基づき、順次市町国</p>	<p>す。</p> <p>新たな条例の制定等により建築基準法第 39 条に基づく災害危険区域を活用した建築規制を考慮しており、誤解をまねかない表現に修正します。</p> <p>・「<u>浸水予想の情報</u>」を明確に記載してはどうでしょうか。 (琵琶湖河川事務所)</p> <p>: ご指摘に基づき「<u>浸水予想の情報</u>」を「<u>地先の安全度</u>」に修正すると共に、前後の文章を分かりやすい表現に修正します。</p>	<p>整備を進める際、河川整備の計画洪水の処理に資する場合、本堤との間の土地を河川区域に指定することも検討します。</p> <p>(2) 連続盛土構造物によるリスク転嫁の回避・軽減、または連続盛土構造物の有効活用</p> <p>流域・はん濫原を横断する道路・鉄道などの連続盛土構造物を設置する場合、当該施設がはん濫流をせき止める効果を発揮し、はん濫流の上流側では被害を助長する一方で下流側では被害を軽減する場合があります。</p> <p>そのため、滋賀県は、連続構造物の設置によって一部の地域に過度にリスク転嫁がされないよう事業者等に対して連続盛土の一部に暗渠を設置したり避溢橋構造としたりするなど必要な対策を求めるとします。</p> <p>また、地域の土地利用によっては、連続盛土構造物の設置により全体として被害が軽減される場合もあることから、地域合意が得られる場合には、滋賀県は、事業者と連携し、はん濫流制御施設として当該施設の有効活用を図ります。</p> <p>(3) 安全な土地利用や住まい方の誘導</p> <p>1) 安全な土地利用に関すること</p> <p><u>これまで、都市計画・土地利用計画等においては、情報が十分になかったこと等から、当該地域の水害リスクが明示的に考慮されませんでした。今後は、「地先の安全度」に関する情報を活用し、水害リスクをも考慮した土地利用を進めることが求められます。</u></p> <p>そのため滋賀県は、床上浸水の頻発が想定される箇所については、新たに市街化区域へ編入することを原則禁止することとします。あわせて、被害回避に係る技術基準を設けることなどにより、都市計画法の開発許可制度等を連動させ、水害に対して最低限の安全性を確保した開発を促進します。</p> <p>また、流域治水対策などの減災の考え方が組み入れられた</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
----------------	---------------	------------

土地利用計画等の見直しを進めます。

2) 住まい方の工夫に関すること

滋賀県は、家屋流失や水没が想定される箇所※4 については、建築基準法第39条に基づく災害危険区域を活用した建築規制を行い、人的被害を回避するため住居の用に供する建築物および公的施設(病院、学校、官公庁等)の建築を原則禁止し、人的被害を回避するために必要な対策が講じられたと認められる場合に建築を許可します。その実効性を高めるため、県は、既存建築物の建て替えや改築については助成等を行います。

住民や事業者等が、規制区域以外の比較的风险の高い場所においても、地域の被害履歴や「地先の安全度」に関する情報を参考に、建築物の建築の回避や敷地の嵩上げなどの住まい方の工夫ができるよう、県は耐水建築のガイドラインを策定するとともに、市町と協働して安全な住まい方についての指導や普及啓発を行います。

※3 0.5m以上の浸水が10年に一回以上の頻度で発生することが想定される箇所

※4 2.5m³/s²以上の流体力および3m以上の浸水が200年に1回以上の頻度で発生することが想定される箇所

: 分かりやすくするためリスク図で示します。

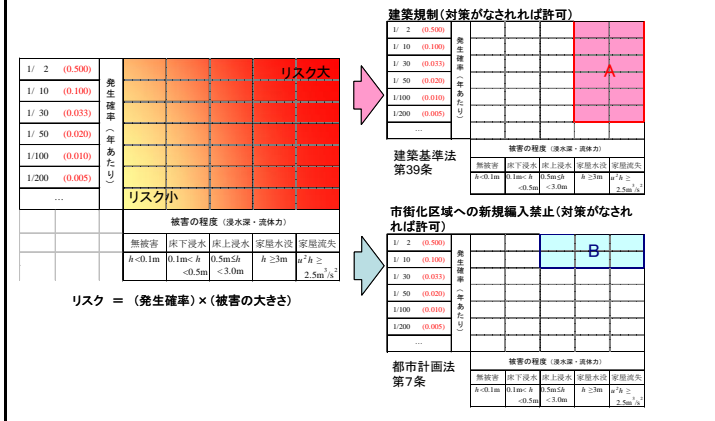
国土利用計画および土地利用基本計画に基づき安全で安心できる県土利用を図ります。

併せて市町は、県の条例や国土利用計画等に基づき、順次、水害リスクをも考慮した市町国土利用計画等の見直しを進めます。

2) 住まい方の工夫に関すること

滋賀県は、家屋流失や水没が想定される箇所については、建築基準法第39条に基づく災害危険区域を活用した建築規制を行い、人的被害を回避するため住居の用に供する建築物および公的施設(病院、学校、官公庁等)の建築を原則禁止し、人的被害を回避するために必要な対策が講じられたと認められる場合に建築を許可します。その実効性を高めるため、滋賀県は、既存建築物の建て替えや改築については助成等を行います。

住民や事業者等が、規制区域以外の比較的风险の高い場所においても、地域の被害履歴や「地先の安全度」に関する情報を参考に、建築物の建築の回避や敷地の嵩上げなどの住まい方の工夫ができるよう、県は建築物の耐水化ガイドラインを策定するとともに、市町と協働して安全な住まい方について指導や普及啓発を行います。



滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案																		
<p>表一４：安全な土地利用や住まい方の誘導に関する役割分担</p> <table border="1" data-bbox="152 293 757 815"> <tr> <td data-bbox="152 293 264 695">県・市町</td> <td data-bbox="264 293 338 695">主体</td> <td data-bbox="338 293 757 695">床上浸水の頻発が想定される箇所については、都市計画法7条に基づき新たに市街化区域に含めない家屋流失や水没が想定される箇所については、<u>建築基準法第39条に基づく災害危険区域を活用し、建築規制を行う</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 695 264 695"></td> <td data-bbox="264 695 338 695">支援</td> <td data-bbox="338 695 757 695">安全な住まい方のための基礎地盤の嵩上げや、耐水化建築に必要な費用の一部を助成する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 695 264 815">住民事業者等</td> <td data-bbox="264 695 338 815">主体</td> <td data-bbox="338 695 757 815">危険な場所への建築を回避したり、敷地を高くするなど、水害に備えた住まい方の工夫を行う</td> </tr> </table> <p>4. 水害に「そなえる」対策</p> <p>滋賀県は、「地先の安全度」に関する情報を広く公表し、国および市町等の関係機関と協働して積極的に普及を行い、流域で暮らす住民と水害リスクに関する認識の共有を図ります。その上で、関係機関および住民と協働し、地域の実情を踏まえたきめ細やかな避難計画の検討を行うなど、より着実な水害対応の実現を図ります。</p> <p>(1) 水害に対する意識の向上（知恵を広める）</p> <p>1) 新しい情報を活用する</p> <p>滋賀県は、水防法に基づく主要な河川の浸水想定区域図の公表に加え、身近な河川や水路等からの氾濫も考慮した「地先の安全度」に関する情報を広く整備・開示し、さまざまな手段を用いて、すべての住民との共有を進めます。これらの情報については、河川や水路等の治水施設の整備の進捗やは</p>	県・市町	主体	床上浸水の頻発が想定される箇所については、都市計画法7条に基づき新たに市街化区域に含めない家屋流失や水没が想定される箇所については、 <u>建築基準法第39条に基づく災害危険区域を活用し、建築規制を行う</u>		支援	安全な住まい方のための基礎地盤の嵩上げや、耐水化建築に必要な費用の一部を助成する	住民事業者等	主体	危険な場所への建築を回避したり、敷地を高くするなど、水害に備えた住まい方の工夫を行う	<p>・表一４で、助成の支援が市町になるとの表現となっておりますが、市町が支援を行うのでしょうか？（建築指導室）</p> <p>：県として助成制度の構築を行います。</p>	<p>表一４：安全な土地利用や住まい方の誘導に関する役割分担</p> <table border="1" data-bbox="1570 411 2179 933"> <tr> <td data-bbox="1570 411 1682 687">県・市町</td> <td data-bbox="1682 411 1756 687">主体</td> <td data-bbox="1756 411 2179 687">床上浸水の頻発が想定される箇所については、都市計画法7条に基づき新たに市街化区域に含めない家屋流失や水没が想定される箇所については、<u>建築基準法第39条に基づく災害危険区域を活用し、建築規制を行う</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1570 687 1682 687"></td> <td data-bbox="1682 687 1756 687">支援</td> <td data-bbox="1756 687 2179 687">安全な住まい方のための基礎地盤の嵩上げや、建築物の耐水化に必要な費用の一部を助成する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1570 687 1682 933">住民事業者等</td> <td data-bbox="1682 687 1756 933">主体</td> <td data-bbox="1756 687 2179 933">危険な場所への建築を回避したり、敷地を高くするなど、水害に備えた住まい方の工夫を行う</td> </tr> </table> <p>4. 水害に「そなえる」対策</p> <p>滋賀県は、「地先の安全度」に関する情報を広く公表し、国および市町等の関係機関と協働して積極的に普及を行い、流域で暮らす住民と水害リスクに関する認識の共有を図ります。その上で、関係機関および住民と協働し、地域の実情を踏まえたきめ細やかな避難計画の検討を行うなど、より着実な水害対応の実現を図ります。</p> <p>(1) 水害に対する意識の向上（知恵を広める）</p> <p>1) 新しい情報を活用する</p> <p>滋賀県は、水防法に基づく主要な河川の浸水想定区域図の公表に加え、身近な河川や水路等からの氾濫も考慮した「地</p>	県・市町	主体	床上浸水の頻発が想定される箇所については、都市計画法7条に基づき新たに市街化区域に含めない家屋流失や水没が想定される箇所については、 <u>建築基準法第39条に基づく災害危険区域を活用し、建築規制を行う</u>		支援	安全な住まい方のための基礎地盤の嵩上げや、建築物の耐水化に必要な費用の一部を助成する	住民事業者等	主体	危険な場所への建築を回避したり、敷地を高くするなど、水害に備えた住まい方の工夫を行う
県・市町	主体	床上浸水の頻発が想定される箇所については、都市計画法7条に基づき新たに市街化区域に含めない家屋流失や水没が想定される箇所については、 <u>建築基準法第39条に基づく災害危険区域を活用し、建築規制を行う</u>																		
	支援	安全な住まい方のための基礎地盤の嵩上げや、耐水化建築に必要な費用の一部を助成する																		
住民事業者等	主体	危険な場所への建築を回避したり、敷地を高くするなど、水害に備えた住まい方の工夫を行う																		
県・市町	主体	床上浸水の頻発が想定される箇所については、都市計画法7条に基づき新たに市街化区域に含めない家屋流失や水没が想定される箇所については、 <u>建築基準法第39条に基づく災害危険区域を活用し、建築規制を行う</u>																		
	支援	安全な住まい方のための基礎地盤の嵩上げや、建築物の耐水化に必要な費用の一部を助成する																		
住民事業者等	主体	危険な場所への建築を回避したり、敷地を高くするなど、水害に備えた住まい方の工夫を行う																		

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>ん濫解析技術などの進歩に応じて適時適切に更新していきます。さらに滋賀県は、これらとあわせ、雨量・水位(予測値も含む)や、河川の流下能力、堤防点検結果などを水害にそなえるために有効なさまざまな情報を積極的に発信していきます。</p> <p>市町は、従前の浸水想定区域図に加え、県が新たに作成公表する「地先の安全度」に関する情報についても、洪水ハザードマップ等の基礎情報として活用を進めます。なお、滋賀県はハザードマップの作成や更新作業が円滑に進むよう、市町に対し継続的に技術的、財政的支援を行います。</p> <p>また、洪水ハザードマップをより有効に活用していくため、以下の取り組みを行います。</p> <p>①市町は、ハザードマップが身近なものとなるよう、出来るだけ住民協働で作成するとともに、他の災害を含めた複合的なマップづくりを進める。</p> <p>②国、県および市町は、各地域において日常生活の中で水害の危険性を実感し、住まい方の工夫などの水害対策や避難対策を自主的に進めていけるよう想定される浸水深や避難所などの情報看板を街中に設置する「まるごとまちごとハザードマップ」などを住民協働で進める。</p> <p>③住民および事業者等は、協働して地域独自の避難判断の目安や避難体制などを記載した地区別避難計画づくりを進める。</p> <p>国、県および市町は、1人でも多くの住民が水害に備える知識を知るために、住民自らや事業者等が行う以下の取り組みを促進し積極的に支援していきます。</p> <p>◇住民自らが勉強し、地域での水害への備えに役立つ知識や情報を得る努力をする。</p> <p>◇地域単位の避難マップの作成や図上訓練を実施する。</p> <p>◇子供たちや若い世代、新たに地域に定住された人々に、水害の危険性や水害に備える知恵を伝える工夫をする。</p>		<p>先の安全度」に関する情報を広く整備・開示し、さまざまな手段を用いて、すべての住民との共有を進めます。これらの情報については、河川や水路等の治水施設の整備の進捗やん濫解析技術などの進歩に応じて適時適切に更新していきます。さらに滋賀県は、これらとあわせ、雨量・水位(予測値も含む)や、河川の流下能力、堤防点検結果などを水害にそなえるために有効なさまざまな情報を積極的に発信していきます。</p> <p>市町は、従前の浸水想定区域図に加え、県が新たに作成公表する「地先の安全度」に関する情報についても、洪水ハザードマップ等の基礎情報として活用を進めます。なお、滋賀県はハザードマップの作成や更新作業が円滑に進むよう、市町に対し継続的に技術的、財政的支援を行います。</p> <p>また、洪水ハザードマップをより有効に活用していくため、以下の取り組みを行います。</p> <p>①市町は、ハザードマップが身近なものとなるよう、出来るだけ住民協働で作成するとともに、他の災害を含めた複合的な防災マップづくりを進める。</p> <p>②国、滋賀県および市町は、日常生活でも水害を意識し、住まい方の工夫などの水害対策や避難を自主的に行えるよう住民と協働して、想定される浸水深や避難所などの情報看板を各地域に設置する(例えば、まるごとまちごとハザードマップ等)。</p> <p>③滋賀県および市町は、住民および事業者等と協働して、地域ごとに地域特性に応じた避難判断基準や避難体制などの確立を図る。</p> <p>国、県および市町は、1人でも多くの住民が水害に備える知識を知るために、住民自らや事業者等が行う以下の取り組みを促進し積極的に支援していきます。</p> <p>◇住民自らが勉強し、地域での水害への備えに役立つ知識や情報を得る努力をする。</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>◇川沿いを歩いて川の状況を日常的に把握したり、川に関する各種活動を実施するなど、住民の川への関心を高める努力を行う。</p> <p>◇不動産取引時において、「地先の安全度」「洪水ハザードマップ」等の情報が適切に提供されるよう、取り組みを進める。</p> <p>2) 先人の知恵から学ぶ</p> <p>滋賀県は、関係市町と協働し、地域の水害経験や水害に備える知恵が将来にわたり伝承されるよう、水害経験者からの聞き取り調査を行い記録に留めるとともにできる限り広く発信します。</p> <p>また、住民・事業者等が行う親しみや楽しみのある川を取り戻す取り組みは、住民が主体的に川と人との関わりを再考し、当事者意識を高め洪水に備える意識を取り戻すきっかけとなることから、滋賀県は関係市町と協働し、これらの取り組みに参画し有用な情報を提供するなど積極的な支援を行います。</p> <p>住民や事業者等が水害の備えに役立つ地域情報や知恵（体験者の経験、水害履歴など）を根付かせる取り組み（冊子や看板など形に残すなど）を進められるよう、滋賀県は関係市町と協働し、有用な情報を提供するなど積極的に支援します。</p> <p>(2) 自ら備え、判断し、行動する人々の育成（人を育てる）</p> <p>滋賀県は関係市町と協働して、水害に対する地域防災力が高まるよう、以下の取り組みを進めます。</p> <p>◇出前講座、水害版図上訓練、避難訓練、学校や生涯学習の場を通じた防災教育などを継続的に実施する。</p> <p>◇研修会を開催するなどにより、指導者や地域の防災活動の中心となるリーダー等を養成するとともに、リーダー等が防災活動に専念できるよう事業者等へ協力要請などを行う。</p>		<p>◇地域単位の避難マップの作成や図上訓練を実施する。</p> <p>◇子供たちや若い世代、新たに地域に定住された人々に、水害の危険性や水害に備える知恵を伝える工夫をする。</p> <p>◇川沿いを歩いて川の状況を日常的に把握したり、川に関する各種活動を実施するなど、住民の川への関心を高める努力を行う。</p> <p>◇不動産取引時において、「地先の安全度」「洪水ハザードマップ」等の情報を提供する。</p> <p>2) 先人の知恵から学ぶ</p> <p>滋賀県は、関係市町と協働し、地域の水害経験や水害に備える知恵が将来にわたり伝承されるよう、水害経験者からの聞き取り調査を行い記録に留めるとともに広く発信します。</p> <p>また、川に親しむ活動は、住民が主体的に川と人との関わりを再考し、当事者意識を高め洪水に備える意識を取り戻すきっかけとなります。そのため、滋賀県は市町と協働して、住民等によるこれらの取り組みに参画し、有用な情報を提供するなど積極的な支援を行います。</p> <p>住民や事業者等が水害の備えに役立つ地域情報や知恵（体験者の経験、水害履歴など）を根付かせる取り組み（冊子や看板など形に残すなど）を進められるよう、滋賀県は関係市町と協働し、有用な情報を提供するなど積極的に支援します。</p> <p>(2) 自ら備え、判断し、行動する人々の育成（人を育てる）</p> <p>滋賀県は関係市町と協働して、水害に対する地域防災力が高まるよう、以下の取り組みを進めます。</p> <p>◇出前講座、水害版図上訓練、避難訓練、学校や生涯学習の場を通じた防災教育などを継続的に実施する。</p> <p>◇研修会を開催するなどにより、指導者や地域の防災活動の</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>◇訓練等を通じて消防団員等の水防技術の向上に努める。</p> <p>◇防災ボランティアなど地域で災害時等に自ら行動できる人材を育成する。</p> <p>◇社会教育活動との連携の強化など、関係機関と連携して水害等に対する意識を高める取組を進める。</p> <p>住民および事業者等が、水害は必ず起こるという覚悟を持ち、普段から水害に備える人を育てられるよう、滋賀県は市町と協働して、各種の情報提供や指導者の派遣などにより以下に示す地域の活動を支援します。</p> <p>◇夜間や雨天時での訓練や、流水のある水路を歩くなど、実際の避難状況がイメージしやすい訓練を実施する。</p> <p>◇携帯電話・ラジオ・杖・ロープ・懐中電灯など、避難行動に必要な道具を揃え、使い方を学習しておく。</p> <p>◇環境保全活動や祭りなどの地域行事と一緒に、水防訓練や水害に関する勉強会を楽しく実施するなど、多くの人が参加しやすい工夫をする。</p> <p>◇防災活動の担い手を増やすため、自治会に属していない人に対して、地域での様々な防災活動への参加を促す。</p> <p>◇地域に水害が発生する危険性が高まっている場合は、防災活動の担い手は地域に留まり警戒活動等に従事できるよう努める。</p> <p>(3) 各地域間・各種団体間相互の協力体制の構築やネットワーク化 (仲間をつくる)</p> <p>滋賀県は関係市町と協働して、各組織間で応援協定が結ばれるなど、組織同士の連携が図れるよう働きかけるとともに、各組織が交流できる場を提供します。</p> <p>市町は、国より示された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」や、県が作成した「災害時要援護者の避難支援対策マニュアル」を参考に、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにした「避難支援プラン (全体計画)」を策定するとともに、要援護者一人ひとりの支援者と避難方法を定めた「避</p>		<p>中心となるリーダー等を養成するとともに、リーダー等が防災活動に専念できるよう事業者等へ協力要請などを行う。</p> <p>◇訓練等を通じて消防団員等の水防技術の向上に努める。</p> <p>◇防災ボランティアなど地域で災害時等に自ら行動できる人材を育成する。</p> <p>◇社会教育活動との連携の強化など、関係機関と連携して水害等に対する意識を高める取組を進める。</p> <p>住民および事業者等が、水害は必ず起こるという覚悟を持ち、普段から水害に備える人を育てられるよう、滋賀県は市町と協働して、各種の情報提供や指導者の派遣などにより以下に示す地域の活動を支援します。</p> <p>◇夜間や雨天時での訓練や、流水のある水路を歩くなど、実際の避難状況がイメージしやすい訓練を実施する。</p> <p>◇携帯電話・ラジオ・杖・ロープ・懐中電灯など、避難行動に必要な道具を揃え、使い方を学習しておく。</p> <p>◇環境保全活動や祭りなどの地域行事と一緒に、水防訓練や水害に関する勉強会を楽しく実施するなど、多くの人が参加しやすい工夫をする。</p> <p>◇防災活動の担い手を増やすため、自治会に属していない人に対して、地域での様々な防災活動への参加を促す。</p> <p>◇地域に水害が発生する危険性が高まっている場合は、防災活動の担い手は地域に留まり警戒活動等に従事できるよう努める。</p> <p>(3) 各地域間・各種団体間相互の協力体制の構築やネットワーク化 (仲間をつくる)</p> <p>滋賀県は関係市町と協働して、各組織間で応援協定が結ばれるなど、組織同士の連携が図れるよう働きかけるとともに、各組織が交流できる場を提供します。</p> <p>市町は、国より示された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」や、県が作成した「災害時要援護者の避難支援対</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>難支援プラン(個別計画)」の策定を、住民や福祉関係機関と連携して積極的に進めます。</p> <p>住民・事業者が地域外や異なる目的を持つ団体との協力体制を整備し、大災害時でも地域を守れるように、滋賀県は関係市町と協働して、住民・事業者による以下の活動を支援します。</p> <p>◇水防活動の応援や、避難所等の利用、物資の支援などの連携体制を整え、あらかじめ連携する組織と一緒に訓練などを実施しておく。</p> <p>◇流域間、上下流、左右岸での組織間の協力体制を取り決めておく。</p> <p>◇先進地域のリーダーを招いて話を聞くなど、組織間で交流し、学び合い、活動を高め合うよう努める。</p> <p>(4) 水害に強い体制の整備(組織・体制をつくる)</p> <p>1) 避難勧告基準等の明確化</p> <p>市町は、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」や、県が作成した「洪水等避難計画作成支援マニュアル」を参考に、避難勧告等の発令のタイミングや対象区域を設定します。避難勧告を行うための雨量や河川や水路の水位等の判断基準は、河川等の管理者が主体となって、国、県および市町が協働して設定します。</p> <p>河川等の管理者は、堤内外に避難判断基準となるわかりやすい目印を設置することなどにより、住民が河川の水位を測れる工夫を行います。そのことにより、地域自らが水防活動や自主避難の開始判断を行う水位を設定するよう努めるものとし、県や市町は地域に対し助言指導します。</p> <p>2) 情報連絡体制の充実</p> <p>滋賀県は「防災情報提供システム」や「滋賀県土木防災情報システム(SISPAD)」の適正な運用や訓練を通じて、国、</p>		<p>策マニュアル」を参考に、災害時要援護者対策の取組方針を明らかにした「避難支援プラン(全体計画)」を策定するとともに、要援護者一人ひとりの支援者と避難方法を定めた「避難支援プラン(個別計画)」の策定を、住民や福祉関係機関と連携して積極的に進めます。</p> <p>住民・事業者が地域外や異なる目的を持つ団体との協力体制を整備し、大災害時でも地域を守れるように、滋賀県は関係市町と協働して、住民・事業者による以下の活動を支援します。</p> <p>◇水防活動の応援や、避難所等の利用、物資の支援などの連携体制を整え、あらかじめ連携する組織と一緒に訓練などを実施しておく。</p> <p>◇流域間、上下流、左右岸での組織間の協力体制を取り決めておく。</p> <p>◇先進地域のリーダーを招いて話を聞くなど、組織間で交流し、学び合い、活動を高め合うよう努める。</p> <p>(4) 水害に強い体制の整備(組織・体制をつくる)</p> <p>1) 避難勧告基準等の明確化</p> <p>市町は、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」や、県が作成した「洪水等避難計画作成支援マニュアル」を参考に、避難勧告等の発令のタイミングや対象区域を設定します。避難勧告を行うための雨量や河川や水路の水位等の判断基準は、河川等の管理者が主体となって、国、県および市町が協働して設定します。</p> <p>河川等の管理者は、堤内外に避難判断基準となるわかりやすい目印を設置することなどにより、住民が河川の水位を測れる工夫を行います。そのことにより、地域自らが水防活動や自主避難の開始判断を行う水位を設定するよう努めるものとし、県や市町は地域に対し助言指導します。</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>県、市町および防災関係機関相互の気象予警報や河川水位などの情報共有機能を高め、情報伝達が確実に行われるよう努めます。</p> <p>市町は、浸水が想定される地域ごとに洪水予報等の伝達方法について定め、伝達体制を構築します。</p> <p>また、市町から避難勧告等の情報が入らない場合でも、地域が自ら判断し自主避難ができるよう、国、県および市町は、TV、ラジオ、ホームページ、携帯電話、防災無線等多様な手段を通して、行政から住民へ河川の水位や降雨状況、避難情報などの情報が確実かつ迅速に提供される体制整備を図ります。</p> <p>行政からの避難などの情報が住民・事業者等の間で確実に伝達されるような体制を整備することが望まれます。そのため、滋賀県は関係市町と協働して、住民や事業者が行う地域独自の連絡網の整備、半鐘や太鼓など音による伝達などの工夫に努め、訓練などを通じて確認する活動を積極的に支援します。</p> <p>3) 避難所等の機能強化</p> <p>市町は、国や県が公表している浸水想定区域図および「地先の安全度」に関する情報を基準に既存の避難所等を点検し、避難所等の電気設備等を想定浸水深以上に設置するなどの耐水化に努めるとともに、水害時においても利用できる複数階の建築物等を代替避難所に指定するなどにより、避難所等を確保します。また、自主防災組織等は、ワークショップなどの手法により、避難所等までの最も安全な避難路を検討します。</p> <p>市町は、高齢者や障害者などの災害時要援護者が安心して避難出来るよう福祉避難所の確保に努めます。</p> <p>さらに、市町内で所要の避難所等を確保できない場合、近隣市町と応援協定を結ぶなどにより広域避難ができる体制整備を進めます。</p>		<p>2) 情報連絡体制の充実</p> <p>滋賀県は「防災情報提供システム」や「滋賀県土木防災情報システム (SISPAD)」の適正な運用や訓練を通じて、国、県、市町および防災関係機関相互の気象予警報や河川水位などの情報共有機能を高め、情報伝達が確実に行われるよう努めます。</p> <p>市町は、浸水が想定される地域ごとに洪水予報等の伝達方法について定め、伝達体制を構築します。</p> <p>また、市町から避難勧告等の情報が入らない場合でも、地域が自ら判断し自主避難ができるよう、国、県および市町は、TV、ラジオ、ホームページ、携帯電話、防災無線等多様な手段を通して、行政から住民へ河川の水位や降雨状況、避難情報などの情報が確実かつ迅速に提供される体制整備を図ります。</p> <p>行政からの避難などの情報が住民・事業者等の間で確実に伝達されるような体制を整備することが望まれます。そのため、滋賀県は関係市町と協働して、住民や事業者が行う地域独自の連絡網の整備、半鐘や太鼓など音による伝達などの工夫に努め、訓練などを通じて確認する活動を積極的に支援します。</p> <p>3) 避難所等の機能強化</p> <p>市町は、国や県が公表している浸水想定区域図および「地先の安全度」に関する情報を基準に既存の避難所等を点検し、避難所等の電気設備等を想定浸水深以上に設置するなどの耐水化に努めるとともに、水害時においても利用できる複数階の建築物等を代替避難所に指定するなどにより、避難所等を確保します。また、自主防災組織等は、ワークショップなどの手法により、避難所等までの最も安全な避難路を検討します。</p> <p>市町は、高齢者や障害者などの災害時要援護者が安心して避難出来るよう福祉避難所の確保に努めます。</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>市町は、平素から各家庭や自治会、自主防災組織と一体となつて必要な食料を確保する体制整備に努めます。滋賀県は、必要な食料について公的備蓄および流通在庫方式により確保に努めます。</p> <p>4) 自主防災組織の体制整備 住民は、地域の自主防災を担う活発で持続的な組織をつくり、どのような水害にあつても自分たちで地域を守れるよう、以下の事項に努めます。また、事業者等は、この組織の活動に積極的に参加するよう努めます。 ◇地域で共に行動する行事をつくり、多くの住民が参加して日頃からコミュニケーションがとれるよう努める。 ◇地域を思う熱いリーダーや担い手を中心となつて、自主防災を担う組織を作り運営していく。 ◇普段から水防活動や避難の判断を地域でも行えるようなルールを作っていく。 ◇他の組織との交流や、川の歴史を調べたり川で遊ぶなどの楽しみを加えた工夫をする。 市町は、資機材の整備などに対して助成することや、地域の積極的な活動内容を紹介していくことなどにより、組織的な活動が継続されるよう支援します。 また、河川沿いの複数集落が連合して組織を作るなど、高齢化や過疎化が進んでいる地域においても組織的な活動が継続できるよう支援します。</p> <p>(5) 的確な応急対策と復旧のための体制強化 はん濫が発生した際には、被害の拡大を防ぐための速やかな対応が重要です。 このため、国、県、市町、住民、事業者等および防災関係機関は、水防計画、地域防災計画、防災業務計画の災害応急対策計画や災害復旧計画に基づく各々の役割を果たせるよう、訓練を実施するなどにより、各組織の体制の強化を進め</p>		<p>さらに、市町内で所要の避難所等を確保できない場合、近隣市町と応援協定を結ぶなどにより広域避難ができる体制整備を進めます。</p> <p>市町は、平素から各家庭や自治会、自主防災組織と一体となつて必要な食料を確保する体制整備に努めます。滋賀県は、必要な食料について公的備蓄および流通在庫方式により確保に努めます。</p> <p>4) 自主防災組織の体制整備 住民は、地域の自主防災を担う活発で持続的な組織をつくり、どのような水害にあつても自分たちで地域を守れるよう、以下の事項に努めます。また、事業者等は、この組織の活動に積極的に参加するよう努めます。 ◇地域で共に行動する行事をつくり、多くの住民が参加して日頃からコミュニケーションがとれるよう努める。 ◇地域を思う熱いリーダーや担い手を中心となつて、自主防災を担う組織を作り運営していく。 ◇普段から水防活動や避難の判断を地域でも行えるようなルールを作っていく。 ◇他の組織との交流や、川の歴史を調べたり川で遊ぶなどの楽しみを加えた工夫をする。 市町は、資機材の整備などに対して助成することや、地域の積極的な活動内容を紹介していくことなどにより、組織的な活動が継続されるよう支援します。 また、河川沿いの複数集落が連合して組織を作るなど、高齢化や過疎化が進んでいる地域においても組織的な活動が継続できるよう支援します。</p> <p>(5) 的確な応急対策と復旧のための体制強化 はん濫が発生した際には、被害の拡大を防ぐための速やかな対応が重要です。 このため、国、県、市町、住民、事業者等および防災関係</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案																		
<p>ます。 なお、県および市町は、各組織間の連携が十分図れるよう、水防訓練や総合防災訓練等を実施します。</p> <p>表一５：水害にそなえる対策に関する役割分担</p> <table border="1" data-bbox="152 371 757 1362"> <tr> <td data-bbox="152 371 255 890">国・県</td> <td data-bbox="255 371 331 890">主体</td> <td data-bbox="331 371 757 890">指定した河川における洪水予報や水位情報の通知および周知 指定した河川における水防警報の発令および通知 指定した河川における浸水想定区域の指定公表 災害に関する警報および情報等の収集および伝達 迅速な災害復旧の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 890 255 895"></td> <td data-bbox="255 890 331 895">支援</td> <td data-bbox="331 890 757 895">市町・指定地方公共機関の防災活動の援助調整 水防体制と組織の確立強化、水防に関する市町の指導</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 895 255 1362">市町</td> <td data-bbox="255 895 331 1362">主体</td> <td data-bbox="331 895 757 1362">防災のための知識の普及、教育、および訓練 自主防災組織の育成指導 災害時要援護者対策の推進 災害に関する警報および情報等の収集および伝達 避難の指示、勧告および避難者の誘導ならびに避難所の開設 水防組織の整備、資機材等の備蓄 消防（水防）機関の出動、出動準備 浸水想定区域が指定された場合のハザードマップの作成配布</td> </tr> </table>	国・県	主体	指定した河川における洪水予報や水位情報の通知および周知 指定した河川における水防警報の発令および通知 指定した河川における浸水想定区域の指定公表 災害に関する警報および情報等の収集および伝達 迅速な災害復旧の実施		支援	市町・指定地方公共機関の防災活動の援助調整 水防体制と組織の確立強化、水防に関する市町の指導	市町	主体	防災のための知識の普及、教育、および訓練 自主防災組織の育成指導 災害時要援護者対策の推進 災害に関する警報および情報等の収集および伝達 避難の指示、勧告および避難者の誘導ならびに避難所の開設 水防組織の整備、資機材等の備蓄 消防（水防）機関の出動、出動準備 浸水想定区域が指定された場合のハザードマップの作成配布		<p>機関は、水防計画、地域防災計画、防災業務計画の災害応急対策計画や災害復旧計画に基づく各々の役割を果たせるよう、訓練を実施するなどにより、各組織の体制の強化を進めます。</p> <p>なお、県および市町は、各組織間の連携が十分図れるよう、水防訓練や総合防災訓練等を実施します。</p> <p>表一５：水害にそなえる対策に関する役割分担</p> <table border="1" data-bbox="1574 488 2179 1441"> <tr> <td data-bbox="1574 488 1677 1010">国・県</td> <td data-bbox="1677 488 1753 1010">主体</td> <td data-bbox="1753 488 2179 1010">指定した河川における洪水予報や水位情報の通知および周知 指定した河川における水防警報の発令および通知 指定した河川における浸水想定区域の指定公表 災害に関する警報および情報等の収集および伝達 迅速な災害復旧の実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1574 1010 1677 1015"></td> <td data-bbox="1677 1010 1753 1015">支援</td> <td data-bbox="1753 1010 2179 1015">市町・指定地方公共機関の防災活動の援助調整 水防体制と組織の確立強化、水防に関する市町の指導</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1574 1015 1677 1441">市町</td> <td data-bbox="1677 1015 1753 1441">主体</td> <td data-bbox="1753 1015 2179 1441">防災のための知識の普及、教育、および訓練 自主防災組織の育成指導 災害時要援護者対策の推進 災害に関する警報および情報等の収集および伝達 避難の指示、勧告および避難者の誘導ならびに避難所の開設 水防組織の整備、資機材等の備蓄 消防（水防）機関の出動、出動準備 浸水想定区域が指定された場合の</td> </tr> </table>	国・県	主体	指定した河川における洪水予報や水位情報の通知および周知 指定した河川における水防警報の発令および通知 指定した河川における浸水想定区域の指定公表 災害に関する警報および情報等の収集および伝達 迅速な災害復旧の実施		支援	市町・指定地方公共機関の防災活動の援助調整 水防体制と組織の確立強化、水防に関する市町の指導	市町	主体	防災のための知識の普及、教育、および訓練 自主防災組織の育成指導 災害時要援護者対策の推進 災害に関する警報および情報等の収集および伝達 避難の指示、勧告および避難者の誘導ならびに避難所の開設 水防組織の整備、資機材等の備蓄 消防（水防）機関の出動、出動準備 浸水想定区域が指定された場合の
国・県	主体	指定した河川における洪水予報や水位情報の通知および周知 指定した河川における水防警報の発令および通知 指定した河川における浸水想定区域の指定公表 災害に関する警報および情報等の収集および伝達 迅速な災害復旧の実施																		
	支援	市町・指定地方公共機関の防災活動の援助調整 水防体制と組織の確立強化、水防に関する市町の指導																		
市町	主体	防災のための知識の普及、教育、および訓練 自主防災組織の育成指導 災害時要援護者対策の推進 災害に関する警報および情報等の収集および伝達 避難の指示、勧告および避難者の誘導ならびに避難所の開設 水防組織の整備、資機材等の備蓄 消防（水防）機関の出動、出動準備 浸水想定区域が指定された場合のハザードマップの作成配布																		
国・県	主体	指定した河川における洪水予報や水位情報の通知および周知 指定した河川における水防警報の発令および通知 指定した河川における浸水想定区域の指定公表 災害に関する警報および情報等の収集および伝達 迅速な災害復旧の実施																		
	支援	市町・指定地方公共機関の防災活動の援助調整 水防体制と組織の確立強化、水防に関する市町の指導																		
市町	主体	防災のための知識の普及、教育、および訓練 自主防災組織の育成指導 災害時要援護者対策の推進 災害に関する警報および情報等の収集および伝達 避難の指示、勧告および避難者の誘導ならびに避難所の開設 水防組織の整備、資機材等の備蓄 消防（水防）機関の出動、出動準備 浸水想定区域が指定された場合の																		

滋賀県流域治水基本方針(案)			(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案		
住 民	主 体	地域の防災活動への参加 立ち退き指示に基づく避難 リーダーや担い手を中心となって 自主防災を担う組織を作り運営 水防活動や避難判断ルールを作成				ハザードマップの作成配布
事 業 者等	主 体	市町長からの要請に基づく水防活 動等への従事		住 民	主 体	地域の防災活動への参加 立ち退き指示に基づく避難 リーダーや担い手を中心となって 自主防災を担う組織を作り運営 水防活動や避難判断ルールを作成
防 災 関 係 機 関	主 体	法令、水防計画、地域防災計画およ び防災業務計画に基づき活動を実 施する。		事 業 者等	主 体	市町長からの要請に基づく水防活 動等への従事
				防 災 関 係 機 関	主 体	法令、水防計画、地域防災計画およ び防災業務計画に基づき活動を実 施する。
<p>■第五章「ながす」・「ためる」・「とどめる」・「そなえる」対 策を円滑に進める方策</p> <p>1. 「地先の安全度」に関する情報を活用した事業評価 「川の中の対策(ながす)」や「川の外の対策(ためる・と どめる・そなえる)」の計画段階で「地先の安全度」を活用し て、各対策の減災効果を計量化し、施設設計や事業採択に活 用します。 流域治水政策の進捗を点検するため、流域・はん濫原での 改変行為(連続盛土構造物の設置・撤去等)の影響を定期的 に調査し、「地先の安全度」の変化として広く住民に開示し、 情報の共有化を図ります。</p>			<p>・「川の中の対策(ながす)」は、削除すべき。 貴県の回答では、氾濫原に於いて施設管理者が事業を行う 場合とされています。例示からしても、「川の中の対策(な がす)」は、含まれないと解されます。 「川の中の対策」の事業評価については、これまでの治水 安全度の確保に関する考え方をはじめ、国が行う事業評価 との関係、各種法令上の手続きなど様々な調整が必要と考 えられ、川の外の対策と同様に扱えるものではないと 考えます。 (大津市) :ご指摘のとおり、前回のWGで「誰がどの事業について評価 を行うのか」とご質問をいただき、「氾濫原において施設管 理者が事業を行う場合、地先の安全度を活用した設計(評 価)を行うこと、あるいは施設管理者の事業に補助をする 側の者が補助採択の要件として地先の安全度を踏まえた設 計をしているかの審査(評価)をすることを想定していま</p>	<p>■第五章「ながす」・「ためる」・「とどめる」・「そなえる」対 策を円滑に進める方策</p> <p>1. 「地先の安全度」に関する情報を活用した事業評価 滋賀県は、「川の中の対策(ながす)」や「川の外の対策(た める・とどめる・そなえる)」の計画段階で「地先の安全度」 を活用して、各対策の減災効果を計量化し、滋賀県が実施す る対策の施設設計や事業採択にも活用します。 流域治水政策の進捗を点検するため、流域・はん濫原での 改変行為(連続盛土構造物の設置・撤去等)の影響を定期的 に調査し、「地先の安全度」の変化として広く住民に開示し、 情報の共有化を図ります。</p>		

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
<p>2. 滋賀県流域治水基本条例（仮称）の策定 本基本方針を実効性あるものにするために、主として以下の項目を定めた県条例（仮称：滋賀県流域治水基本条例）を策定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地先の安全度の調査・公表（情報公開、見直しなど） ・流域貯留対策に関すること（雨水貯留や地下浸透対策の推進など） ・はん濫原減災対策に関すること（建築・土地利用規制の区域指定及び態様、連続盛土・構造物の設置協議など） ・水害に関する地域防災力向上対策に関すること ・水害に強い地域づくり協議会・水害に強い地域づくり計画に関すること（位置付けなど） <p>3. 水害に強い地域づくり協議会および水害に強い地域づくり計画 地域住民・市町・県・国・関係機関等が協働して、流域治水対策を推進するための組織として水害に強い地域づくり協議会（または、水害・土砂災害に強い地域づくり協議会）を設置します。</p> <p>家屋の流失や水没、床上・床下浸水が想定される箇所を含む地域では、これらの被害を着実に回避・軽減するため地域の特性に応じた課題を整理し、地域の特性に応じた対応策をとりまとめた計画（水害に強い地域づくり計画）の策定に努めます。特に人的被害につながる家屋の流失や水没が想定される地域では、早急に計画の策定・実施を進めていきます。</p>	<p>す。」と回答させていただきました。「川の中の対策（ながす）」につきましても、県が実施する対策について既存の指標と併せ、「地先の安全度」を活用します。</p> <p>以上のことについて、誤解を招かないように修正します。</p>	<p>2. 滋賀県流域治水基本条例（仮称）の策定 本基本方針を実効性あるものにするために、主として以下の項目を定めた県条例（仮称：滋賀県流域治水基本条例）を策定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地先の安全度の調査・公表（情報公開、見直しなど） ・流域貯留対策に関すること（雨水貯留や地下浸透対策の推進など） ・はん濫原減災対策に関すること（建築・土地利用規制の区域指定及び態様、連続盛土・構造物の設置協議など） ・水害に関する地域防災力向上対策に関すること ・水害に強い地域づくり協議会・水害に強い地域づくり計画に関すること（位置付けなど） <p>3. 水害に強い地域づくり協議会および水害に強い地域づくり計画 地域住民・市町・県・国・関係機関等が協働して、流域治水対策を推進するための組織として水害に強い地域づくり協議会（または、水害・土砂災害に強い地域づくり協議会）を設置します。</p> <p>家屋の流失や水没、床上・床下浸水が想定される箇所を含む地域では、これらの被害を着実に回避・軽減するため地域の特性に応じた課題を整理し、地域の特性に応じた対応策をとりまとめた計画（水害に強い地域づくり計画）の策定に努めます。特に人的被害につながる家屋の流失や水没が想定される地域では、早急に計画の策定・実施を進めていきます。</p>

滋賀県流域治水基本方針(案)	(案) に対する意見と対応	意見を反映した修正案
【その他】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体例や図表を入れることが必要なら、別構成の資料集とされてはどうか。 (大津土木) : ご意見にもとづき、参考資料として整理します。 ・ 危険箇所としての写真掲載について 危険箇所が無防備な開発の写真について、場所や家屋が特定できるのではないか。特定できるとすると、現時点で危険箇所として例示することに問題はないか。 (大津市) : 霞堤により氾濫流が誘導される箇所で宅地開発が行われた事例として紹介させていただいています。このような現状を踏まえ、今後、どのように対応していくのかということが重要であり、現状を理解していただきやすい例示であると考えます。 	